

第八編
厚

生

入学児童身体検査のようす



第八編 厚生

第一章 保健衛生

第一節 概説

保健衛生思想の優劣はその国の文化のバロメーターといつてもよい。わが国の保健衛生思想は明治初年以來文化の進展につれて、ここ約百年の間に目覚ましい発展向上をとげた。

本町における保健衛生の変遷もわが国の保健衛生の発展と軌を一にしてゐる。

江戸時代までは、病氣に対しては古来より行なわれていた民俗信仰による呪術（まじない）とか、加持祈禱とか、漢方医学等による治療が行なわれていた。本町においてもおおむねこのような姿であった。今なお町内の所々に祀られ、往古の名残りとどめてゐる出産・疱瘡その他に関する諸神仏や、疫病流行に対して、部落の入口にメ切りといい呪符を掲げる風習があったことなどに、それらをうかがうことができる。

江戸後期に蘭学者によって始められた西欧の科学的な医術により、次第にこれらの俗信呪術は影をひそめるようになるが、保健衛生の歩みは遅々

として進まなかつた。よく例にひかれる明治四年（一八七二）甲府県庁より出された疫病神退散状は当時の事情を物語っている。

寛政九年（一七九七）幕府の典医石坂宗哲により甲府医学所が開かれ、明治元年（一八六九）に至るまで医師の養成、医術の研さん、患者の治療等が行なわれた。明治元年同所は廃止となり、同年佐渡町に新たに県病院が建築され、同九年（一八七六）錦町へ移転、洋風建築の偉容を誇った。しかしながら、へき地である河内地方においては、特殊な人はいざ知らず一般人は県病院の恩恵にあずかることは至難であつた。

明治初年の県の衛生面における施策の重点は、病院と種痘と大掃除にあつたように思われる。種痘がわが国で行なわれるようになったのは安政五年（一八五八）五月、江戸の開業医八十二名が、西洋医学普及のためジョンナー式種痘を行なう目的で設立した種痘所に始まる。これは万延元年（一八六〇）幕府直轄となり、更に明治政府にひきつがれるのである。英国のジェンナーが種痘をはじめたのが一七九六年であるから、種痘所の設立は六十二年後になる。さて県は明治四年（一八七一）二月には種痘局を設け山梨・八代・巨摩の三郡に出張所を置いた。南巨摩郡下の出張所は切石と南部であつた。

県は警察力を用い警官に種痘の取締まりをさせた。衛生思想の低い当時としては、権力で実施する以外に方法がなく、後年まで衛生関係の所管が警察にあつた理由もここにあつた。

県政六十年史によれば、明治十年（一八七七）には県衛生課がおかれ、明治十年、十二年に県下に伝染病が猖獗を極め、県庁・開業医協力して予

防法、摂生法について県民を指導し、疫病に対する恐怖から急速に大衆の関心を衛生に赴かせたとあるが、本町において当時どのようなことが行なわれたか不明である。

平区の市川家所蔵の辞令に

市川 重門
西八代郡大河内村衛生委員申付候事
明治十三年一月十九日
山梨県 印

とあり、僅かに役職名の上で当時を偲ぶことができる。

明治二十二年（一八八九）には、日本赤十字社山梨県支部が設立され、市町村に至るまで赤十字活動が及んで来た。

明治二十四年（一八九一）には伝染病予防法が制定され、次いで衛生に關する諸法令が施行されるとともに衛生上の取締まりが強化され、開業医の医療活動と相まって一般の衛生思想も次第に向上した。

昭和十二年（一九三七）保健所法の制定とともに日下部保健所が設置され、十九年同法の改正により、甲府・韮崎・谷村・石和・吉田とともに身延保健所が設置され、身延保健所は峡南地方保健指導の中心となった。

戦後連合軍司令部は衛生行政に重点をおき、予防医学的立場から行政機構の改革を行なった。すなわち、従来の取締まり行政は指導



幼児の結核検診

行政に改められ、主管も警察の手を離れ、県は衛生部の下に医務課・予防課・公衆衛生課・医薬課をおき、細菌対策、衛生思想の普及、予防接種の実施、環境衛生の向上に努めた。本町においても連絡を密にして衛生行政上遺憾のないよう努力して来た。町民もまた取締まれる受身の立場から脱して、自主的立場に立って保健衛生の向上に努めるようになり、予防医学に重点がおかれるようになって来た。

現在町で実施し

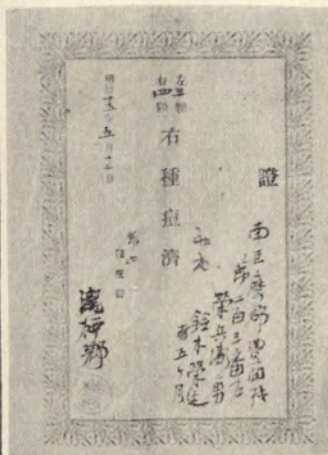
ている保健衛生生活動は次のとおりである。

一、各種予防接種

- 1 急性灰白髄炎（ポリオ生ワク
- 2 日本脳炎予防注射 二回 追加一回
- 3 ツベルクリン注射
- 4 BCG接種
- 5 腸チフス、パラチフス予防接種 三回 追加一回
- 6 ジフテリア予防接種 三回 追加三回
- 7 百日咳予防接種



乳児検診



明治15年の種痘済証

種 三回 追加一回

8 インフルエンザ予防接種 二回

9 種痘 春秋二回

10 狂犬病予防接種 春秋二回

二、各種予防検診

1 妊婦検診 六月、十一月の農繁期を除く毎月

2 乳児検診 六月、十一月の農繁期を除く毎月

3 老人検診 年一回

4 三歳児検診 年一回

5 特別乳幼児検診 年一回

6 子宮癌検診 年二回

7 住民検診(結核検診)

8 成人病検診 年一回

9 検便 寄生虫検便

その他

三、献血

四、防疫予防消毒

毒

1 春の大掃除、

便所下水等の

蚊、蠅の発生駆

除(乳剤による)

2 蚊、蠅の最盛

期駆除(油剤に

よる)



献血に協力する人々



害虫く除



来町した献血車「はくあい号」



献血に協力する人々

防疫駆除薬剤は町でいづれも三分の一を補助し各部落に配付している。昭和四十四年度に住民課から各家庭へ配付した計画予定表は次のとおりである。(表1)

第二節 川水、井戸から水道へ

一、飲用水の利用のうつりかわり

人間の身体の三分の一は水分であり、水は人間生活にとって必要欠くことのできない重要なものである。ギリシャの哲人ターレスは万物は水なりといっており、昔から水神として祀られ神聖視されて来たのも当然であ

る。

「身延の者は声が良い、良いはずだ、南天山の水飲む」とは甲州盆畷の一節であるが、旧身延だけでなく身延町一帯は四川を中心とする清らかな豊かな沢水や湧水に恵まれていて、永い歲月われわれの先祖を育ててくれた。

本町における飲用水は従来湧水を利用するもの、井戸水と川水を併用するもの等種々あった。川水は伝染病の伝染経路となり、赤痢やチフスの集団発生に見舞われ、ために村財政の逼迫^{びやく}することもあった。地区により事情は異なるが衛生思想の普及にともない、井戸の数も比例して増加し、川水の使用は次第に減少して来た。古老の言から下山大工町を例にとれば、明治の末頃には約五〇戸の部落に井戸四つしかなく、いきおい部落の中央を縦貫する堰の水を利用せざるを得なかった。一つの井戸を一四・五軒で使用することもあった。現在井戸の数は三五に増加しているばかりでなく全戸が下山簡易水道に加入している。井戸の数の増加は、衛生思想の普及や経済力の向上等に原因するものであるが、このようなことはひとりこの部落ばかりでなく他部落においても同様である。現在では井戸端会議というような風景は全然見られなくなったが、当時は学童や嫁の夕方の仕事は水汲みで、手桶をかつき棒で運搬した。井戸はほとんどがつるべ井戸であったので、年中行事として井戸替えや繩うちが行なわれ、時に水神祭も行なわれた。大正末期になると手押しポンプが普及し、戦後はモーターポンプが普及した。大正時代になると部落で共同の水道設備をするところも現われた。大正五年（一九一六）下山山額区では、県の助成金を得て、竜雲寺参道一本杉の湧水を水源とする鉄管の簡易水道を敷設し、部落の四カ所にタンクを設け共同で使用した。昭和十二年（一九三七）日本軽金属株式会社^{ニッポン}の発電工事のため湧水が枯渇して現在は使用していない。昭和五年（一九三〇）身延山では水庄日本一を誇る消火用を兼ねた本格的水道を設備し又昭和十七年（一九四二）には大城区では川の水を利用して部落の上に貯水池をつくり全戸へ給水した。しかしこれらは町全体から見ればほん

の一部にすぎなかった。

一、町内水道施設普及状況

昭和三十二年新水道法が施行されるに至り、漸く近代的な水利用がなされるようになった。

新水道法は、明治三十二年（一八九〇）以来六十七年間水道行政を規制して来た旧水道条例を改正して、水道の敷設および管理を適正かつ合理的にし、水道事業を保護育成して清浄で豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するために定められたもので、これにより上水道は厚生省、下水道は建設省、工業用水は通産省の専管となり水道行政は目覚ましい発展を見るに至った。

本町における水道施設は合併後急速に改善され、町では、五戸以上の共同によるものを助成対象としているが、実に四二の多きに達し、身延町人口の約八〇パーセント以上が給水を受けている。これは全国平均七四・七パーセントをはるかに上まわっている。

本町における簡易水道の概況は表2のとおりであるが、主たるものには下山簡易水道・小原島簡易水道・身延簡易水道・角打簡易水道・中央簡易水道がある。

下山簡易水道 建設委員長は佐野為雄で、早川右岸の富士川伏流水を井戸ケーシング径二五〇ミリメートル、深さ三三メートルボーリングした。最大揚水能力一日一、二〇〇立方メートル、日本プロイガーモーター水中ポンプ口径八〇ミリメートル揚水量六〇〇リットル、七・五馬力で配水ポンプ室に導入し、配水ポンプはトリシマ製KM型口径七五ミリ、六段タービン、揚水能力八〇メートル、揚水量六三〇リットル、二〇馬力の電動機で配水池に送水している。

施設および運営状況について見ると、

消毒設備 S B型自動塩素滅菌機二台

表 2

簡易水道施設一覽表

国の補助により町で施行したもの													
施工カ所名	着工年月日	竣工年月日	総工費	国庫補助金	起 債	町繰出金	地元負担金	計画給水人口	現在給水人口	実績年間給水量	借水量		
			円	円	円	円	円	人	人	(推) m ³	m ³		
身延町下山	昭33. 9. 10	昭34. 8. 30	22,660,615	4,077,000	10,400,000	3,000,000	5,183,615	2,500	2,053	142,000	6,000		
〃小原島	35. 9. 4	36. 3.	3,384,000	700,000	1,000,000	500,000	1,184,000	180	132	6,000	6,000		
〃身延	37. 9. 1	38. 3. 31	8,480,000	1,550,000	3,500,000	900,000	2,530,000	2,250	1,401	60,000	60,000		
〃大城	38. 8. 5	39. 3.	3,557,000	685,000	1,500,000	500,000	872,000	315	270	15,000	15,000		
〃角打	39. 12. 24	40. 4. 31	12,000,000	2,066,000	4,600,000	900,000	4,434,000	1,400	1,218	100,000	100,000		
〃中央(梅平)	41. 11. 1	42. 5. 30	20,000,000	4,450,000	8,000,000	2,600,000	4,950,000	2,350	2,100	120,000	120,000		
県の補助により町で施行したもの						飲用水供給施設 国から4割の補助により町で施行したもの							
施工カ所名	竣工年月日	総工費	計画給水人口	現在給水人口	実績年間給水量	借水量	施工カ所名	竣工年月日	総工費	計画給水人口	現在給水人口	実績年間給水量	借水量
						m ³							m ³
身延町湯平	昭26. 3	948,000	100	62	3,000	3,000	身延町上八木沢	昭40. 12. 10	800,000	100	90	2,500	2,500
橋 町	31. 3	1,064,429	300	280	12,000								
波木井第二	32. 3	2,127,208	310	320	15,000								
波木井第一	32. 3	1,589,023	110	115	5,000								
大石野	32. 3	1,335,244	100	51	4,000								
下粟倉	33. 8	1,285,000	100	85	4,000								
大和	34. 3	1,896,715	320	210	10,000								
上粟倉	34. 3	1,327,245	100	26	2,000								
元 町	36. 3	1,300,000	350	292	16,000								

第八編 厚生

七六八

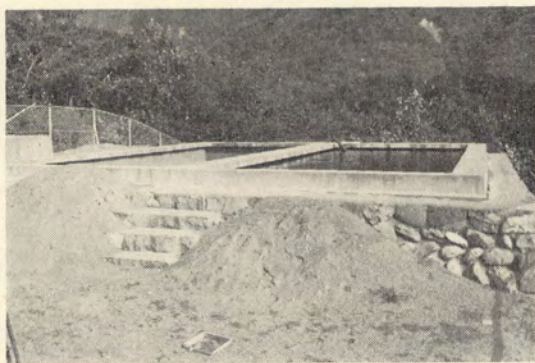
配水池 鉄筋コンクリート造り、一二〇立方メートル
 配水管 直径一五〇ミリメートル〜七五ミリメートル
 消火栓 地下式単口直径六五ミリメートル、三四基、地上式二基
 給水戸数 一般三八〇戸、工場二、学校二、保育園一
 水道料金 基本料金三三〇円(二〇立方メートル) 超過料金一立方メートルにつき一五円
 年間経費 収入二五〇万円、支出内訳は、償還金九〇万円、電気料八〇万円、管理費八五万円

中央簡易水道 水源は二カ所で、第一水源は鷹取山四、一八六番地、身延川上流の表流水を毎秒一〇リットル、鉄筋コンクリート造り取水枵で取水する。送水管直径一〇〇ミリメートル〜七五ミリメートル、延長三、二一〇メートルで梅平一区二、九一一番地の着水池に送水する。第二水源は昭和四十三年八月志摩之沢の地元慣行水利権を取得し、一日最大四〇〇立方メートルの表流水を取水堰堤で取水し、着水池に導入する。浄水設備は、着水池、攪拌渠、混和渠、沈でん池二池、急速ろ過装置の順で、一日最大浄水能力八〇〇立方メートル、配水池は鉄筋コンクリート造りで、一日最大有効貯水量一五〇立方メートルで梅平一円に配水する。
 設備および運営状況について見ると、

消毒設備 S B型塩素滅菌機二台
 配水設備 直径一五〇ミリメートル〜一〇〇ミリメートル、延長三、七〇〇メートル
 消火栓 地下式単口 直径六五ミリメートル 一四基
 給水戸数 一般二〇〇戸、高等学校・小中学校・保健所・電々公社外三会社
 水道料金 基本料金三三〇円(一五立方メートル) 超過料金一立方メートルにつき一五円
 年間経費 収入二〇〇万円、支出は、償還金七万円、一般管理費一〇〇万円である。



中央簡易水道浄水場



角打簡易水道浄水場

角打簡易水道 建設委員長は中村英文で、宮沢の表流水を鉄筋コンクリート造りの取入堰を築き、一日最大取水能力六〇〇立方メートルを、直径七五ミリメートルの送水管で丸山浄水場の緩速ろ過池（鉄筋コンクリート造り、七二立方メートル、最大能力一日五〇〇立方メートル）に導入る過する。配水池は、一日最大給水量の一時間分の貯水容量（一三二立方メートル）をもつ鉄筋コンクリート造りである。

設備および運営状況は

- 消毒設備 SB型塩素自動滅菌機一台、簡易点滴機一台
- 配水施設 直径五〇ミリメートル〜七五ミリメートル、延長二八四〇メートル
- 消火設備 地下式単口 直径六五ミリメートル、一九基
- 給水戸数 一般二五〇戸、身延駅・町営住宅・幼稚園
- 水道料金 基本料金二五〇円（一二立方メートル）超過料金一立方メートル

年間経費 収入一四〇万円、支出は、償還金四二万円、一般管理費五〇万円につき一〇円

身延簡易水道 建設委員長は齊藤一郎で、身延川の支流北沢の表流水を、鉄筋コンクリート造り取水堰堤により、取水能力一日最大五〇〇立方メートルの原水を、送水管直径六五ミリメートル、延長九三〇メートルにより西谷本行坊下の浄水場に送水、緩速ろ過法で、面積一〇〇平方メートルにより、一日最大能力五〇〇立方メートルをろ過し、一三〇立方メートルの配水池により、門内全域に給水する。

- 消毒設備 SB型自動塩素滅菌機二台
- 配水施設 延長二、三〇〇メートル、直径一〇〇センチメートル〜七五センチメートル
- 消火設備 地下式単口消火栓直径六五ミリメートル 一二基
- 給水戸数 一般一四〇戸
- 水道料金 基本料二〇〇円（一〇立方メートル）超過料金一立方メートルにつき一五円
- 年間経費 収入一二〇万円、支出は、償還金三三万円、一般管理七〇万円

以上の資料は昭和四十四年度の資料であるが四十三年度五水道の財政状況は表3のとおりである。

表 3 5 水道昭和43年度財政状況

簡易水道名	予 算 額		収 入 済 額		支 出 済 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
中央簡易水道	12,061	10,623	10,623	10,548	10,548	10,548
角打 "	1,556	1,337	1,337	1,095	1,095	1,095
身延 "	817	726	726	619	619	619
小原島 "	103	74	74	56	56	56
下山 "	3,682	3,174	3,174	3,541	3,541	3,541

三、小規模水道への補助制度とその改正

本町のように小部落が散在するところでは大規模の水道を設備することは困難である。生活改善をするためには、どうしても水道の改善が必要で

あるが町では小部落の要望にこたえて、簡易水道の普及と公衆衛生の向上を図るために、身延町簡易水道助成規則を定め、昭和三十六年四月一日より施行している。

これは、国県の補助対象とならない、給水人口百人未満の水道に事業費の七分の一を補助するものであったが、経済事情の変動、議会の要望等もあって、四十四年四月一日より給水人口二〇人以上または給水世帯五世帯以上について四分の一を補助することに改められた。

簡易水道補助規定

身延町規則第六号

小規模簡易水道事業補助金交付規則抄

(趣旨) 小規模簡易水道施設を設置する事業主体に対して町長が適当と認めるものに予算の範囲内において補助金を交付する。

第三条 この規則の対象となる事業及び補助率は次のとおりとする。

- 1、給水人口が二〇人以上又は給水世帯が五世帯以上のもので飲用する原水を滅菌の上、配水管より給水する施設
- 2、補助率は本工事費の四分の一以内とする。

(補助金交付申請)

第四条 補助金の交付を受けようとするものは補助金交付申請書に事業計画書・収支予算書・水質検査書・受益者名簿等を添付する。

四、水道統合への構想

町内四二カ所の水道の多くは小規模であり、維持管理を適正にすることが困難な実状にある。また、生活水準の向上につれて、水の需要は年々増大し、将来水不足を来たすことは火を見るよりも明らかで、中には建設当初の予想を突破して、既に水不足を来しているものもある。

町当局においてはこれに対処して、既設水道の改良と水源の開発、各水道の統合等により経営を合理化し、公衆衛生の向上を図るべく、水道統合

計画の構想をすすめている。

下山簡易水道は、事業開始以来十年にして、需用量が増大し、夏季には一部地域で時間給水をせざるを得ない状況で、地元協力会と協力して第二水源を確保し、給水の万全を図るべく計画中である。

角打簡易水道は地域の発展とともに、今後使用量の増加は避けられないので、現宮沢水源の取水施設を拡張して、浄水施設の近代化を図り、塩之沢・帯金等へも給水する広域水道を計画している。

身延・中央両水道は、門内、梅平と給水地域が異なっているが、これを一本化し、波木井全域の小規模水道をも吸収するという構想がある。それには、現身延川水源では水量不足であるので、上流雨乞の滝より取水し、北沢水源と志麻之沢水源とを併用し、一日最大水量を二、〇〇〇立方メートルとし、観光センター、行政センターとして都市化現象の進む町中央地区の水道行政の万全を期する。

以上のような計画が実現には、当然水道専門の課の設置も必要となつて来るものと予想される。

五、身延山の水道

従来身延山の飲料水は昔ながらの懸樋かひの水で、雨や雪の日の断水は珍しくなかった。雨季には泥水そのままを飲むようであったが、昭和六年の宗祖六五〇遠忌記念事業の一つとして防火用の水道を建設した。設計者は当時の東京市水道局工事課長工学士小野基樹で、東京岩田工務所の請負により、落差は上の山貯水池から祖師堂裏まで一〇〇メートル、水圧は七六・五キログラム、鉄管は水源地から貯水池までは一〇〇メートル、貯水池から祖師堂その他各所へは一五〇メートル、延長一、二七三メートル、消火栓は祖師堂四カ所・宝蔵一カ所・本院三カ所・計八カ所、その他簡易室内消火栓四カ所を備え、工費は約二万円を要したということで、山内寺院・南部警察署・身延消防隊総出動で放水試験をしたところ、祖師堂

の屋根を越す十分な水圧があり、予期以上の結果をおさめたと身延教報に記されている。昭和四十三年には、老朽したため大改修がなされた。

七面山の水道は従来池の水を手桶で汲んでいた。昭和二十六年頃は簡易ポンプが設けられた。所要個所に配管送水されたが、参拝者の増加と干ばつによる池水の水位低下に競々たる状態であった。昭和四十三年老朽した送電施設は鉄塔三相送電に改修され、強力ポンプの使用が可能になったので、登山道上の滝の上の湧水を揚水することになり、四十三年度秋工事を完了した。水質は極めて良好、年間を通じて温度は七〜八度である。集水タンク地下一・五メートル、貯水タンク地下二・五メートル、全長五〇〇メートル、厳寒を考慮し平均二〇センチメートル埋込み、揚水高約一五〇メートル、毎分七五立方メートルの揚水が可能となり、参拝者の利便、衛生面の充実は見るべきものがある。

第三節 環境衛生と衛生組合の活動

健康を保持するための第一の要件は環境衛生の整備にある。環境衛生の目的は生活環境を衛生的に保つにある。われわれの住居や飲食物を清潔にし有害なものを取り除き、健康で文化的な生活を営むためには、上下水道や塵芥、し尿の処理を適切にし、蚊、蠅等を撲滅するための環境衛生活動が必要となってくる。県や町村がこれに力を入れるのは当然であり、本町における活動の現況については第一節に述べたとおりである。

本町における環境衛生活動は、明治以来役場の指導のもとに主として衛生組合がこれに当たって来た。衛生組合は古老の言によれば明治七、八年頃（一八七四―五）に出来たということである。前述の市川重門の衛生委員の辞令が明治十三年（一八八〇）であるから右の言葉は信頼できると思う。衛生組合の組織は地区により多少の違いはあるが、組合費は各戸を単位とし組合長は各部落の組から選出された衛生委員の互選によるもので、

区長が兼ねる場合もあった。会費若干を出し活動費に充て、事業は大掃除の励行、蚊、蠅の駆除、伝染病発生時の消毒、隔離病舎への奉仕等であり、役員は大掃除には警官・村の衛生委員・役場衛生係・区長等と同行し組合員の戸別検査に立ち合い、下水清掃、畳はもろん床下の清掃、障子のサンや破れの有無に至るまで点検、時に再三の注意を聞かぬ場合、警察は料を課し、環境衛生の整備、衛生思想の普及に努めた。

戦後は家庭の衛生思想の向上に伴い加えて公民館活動や婦人会活動が活発となり、衛生組合活動の余地が少なくなっていく傾向にある。

終戦直後駐留軍は、特に衛生行政を嚴重にし、DDTを散布し、蚊、蠅、蚤の駆除を徹底的に行ない便所便槽の密閉を命令し、町村は改善するものには三分の一の補助を行なった。

後に蚊、蠅を撲滅する運動が各所におこり、本町においては保健所のモデル地区として昭和三十一年相又上下部落を指定しこの運動を推進した。

また、塩沢部落でも昭和三十八年頃から害虫駆除、衛生向上に部落ぐるみでとりくみ、蠅や蚊のいない模範部落として町や社会福祉協議会より補助・奨励を受けている。

また、婦人会は婦人解放・男女同権の思潮の中にあつて、むしろ男性以上の意欲をもって文化生活のための学習をおこない、環境衛生の向上に努め台所改善に意欲を燃やした。代表的な事例として大庭婦人会支部では、いち早く毎月積立貯金や無尽をおこない、順次に台所改善を行なった。

し尿処理については、身延門内では住民が共同で合併前からリヤカーで業者にくみ取りを依頼し町でも助成していた。昭和三十六年頃から業者の衛生車による処理が増加しつつある。戦後は寄生虫駆除の立場から清浄野菜栽培が叫ばれるようになり、農家自身においても、し尿を肥料として使用することが少なくなり、金肥にたよりの現状である。

塵芥処理については、適当な場所がないために部落の外れや沢や河原に捨てる悪習があった。東京オリンピック以来町婦人会は国土美化運動の一環として、他人の迷惑や公衆衛生を顧みず、塵芥を捨て放しにしておく

場所に塵芥捨て禁止の立札を立て、或はこれらを焼却するなど、塵芥を適切に処理する運動をおこなっている。

身延門内や梅平では、業者に依頼し共同で塵芥集めを行なっており、町は昭和三十八年大野トンネル口に塵芥処理場を建設し焼却に当たっているが、消費生活時代の今日、塵芥は日一日増加の一途をたどるばかりである。

また、狂犬病や野犬による作物の害を防ぎ、環境衛生をはかるため昭和四十四年度県知事に犬のけい留命令を受けるよう申請、認可され、五月一日より十月三十一日まで県条例により町内における犬の放し飼いが禁止された。

町では保健所と協力してこの期間中に野犬・不用犬の捕獲・棄殺を徹底し、犬による公害の絶滅を期している。

一、塵芥処理場について

昭和三十八年に大野トンネル北口に八〇万円で、一日焼却能力三トンの塵芥焼却炉を建設し一般の使用に供したが、効率が悪く管理も不十分で町民や議員から度々改良が叫ばれた。四十年より町の臨時職員一人が専門に焼却に当り、集荷は町内民間業者が有料で主として身延門内、梅平方面の塵芥を集荷している。

また、これ以外の地区は自家用車などで焼却場へ搬入しているものもあるが、多くは沢や空地に捨てたり、焼いたりしている。甚だしいものは公然と河川や堤防に投棄して環境衛生上、または水防上にも大きな問題となっている。

町議会・当局とも塵芥焼却問題の抜本的解決のため、今より規模の大きい焼却場を建設すべく努力し、議会厚生常任委員会は昭和四十三年、先進町村を視察して町長に早期建設を要望、昭和四十四年度町予算には三〇〇万円の建設予算を計上したが、適当な建設場所には付近住民の反対が強

く、苦慮した結果、昭和四十四年七月の町議会で峽南衛生組合への加入が決定され、六郷・中富・下部の各町と本町で協力して大規模な（一日約二〇トン処理可能なもの）焼却場を建設することになったので、長い間批判的になってきた現焼却炉も四十五年度には廃止される見込みとなった。しかしその他には町の中心から外れている各部落の焼却炉設置奨励とこれに対する町費助成、清掃法に基づく特別清掃地域指定による不法投棄の規制、町の手による集荷体制など、今後解決さるべき問題は多く、し尿処理問題とならんで町の環境衛生と美化の面から二つの大きな課題である。

二、し尿処理

昭和三十年代に入るとし尿が肥料として消費処理される率はきわめてすくなく、多くの住民がし尿の処理に悩むようになった。

町内にもこの頃からし尿の汲取りと処理を業とするものが現われ、また他地区の業者も入ってくるようになった。

ところが、肝心の汚物を衛生的に処理する施設がなく、当初から富士川の河原が投棄場所として利用されたので、悪臭、不潔・危険が新しい「公害」となり、至るところで住民の反対を呼び、投棄場所も何回か変わったが、現在では丸瀧部落先の河原に投棄しており、付近の住民よりハエの大



45年には廃止されるじん芥焼却場

発生、悪臭の苦情が絶えず、最近ではこの中にあやまって落ちる人が出るなど、早急な改善を迫られるにいたった。

町では早くよりし尿処理場建設を考え、昭和四十年には南部、富沢両町にもよびかけて三町共同処理場を作る計画も立てたが、建設場所の問題で挫折した。その後町議会の厚生常任委員会もこの問題を取り上げ、各地の施設を視察研究した結果、四十三年九月の議会では、中富・下部・六郷の三町衛生組合の所有する処理場を利用してこれに投棄し、町としては特別清掃地域指定を受けて河川投棄の規制・指定業者および料金認可の権限を確立して衛生的処理をはかるよう勧告し、これを受けて町当局も三町衛生組合と折衝して了解を得るなど具体的な準備をすすめ、後述のように実現にこぎつけたのである。

現在単独で処理場を建設するには数千円円の財政負担（国庫補助は三分の一）には到底堪えられず、また、その後の維持運営費も大幅な赤字が予想される。本町の場合業者による汲み取りは約八〇〇戸以上と推定され、逐次農村部でも業者に依存する率はふえるとしても、他面浄化槽の普及による減少もあり、単独維持は実際上不可能といえる。他町の例をみても、数町が協力して広域的に処理しているのが通例で、それでもなお年々赤字に悩んでいるのが実情である。

また、新たに処理場を設ける場合、廃芥焼却場以上に用地の確保が困難であり、むしろ既設の施設に加入する方が賢明であり、経済的でもあると考えられる。

最近中富町と身延町間の国道は完全舗装化が進みつつあり、新早川橋の完成により時間距離が大幅に短縮されたので、この面から広域行政の一つとして下部・中富・六郷三町衛生組合への加入が検討され、昭和四十四年七月、町議会が正式加入促進が議決された。これによりし尿・じん芥・火葬の三つをあわせ四町による共同処理が実現することとなり、大きく一步前進をとげた。

門内の旅館、観光業者からは、家用浄化槽では完全に浄化のできない

場合があり、道路傍の側溝が汚染されることを防ぐため下水道の施設を要望しており、都市化、観光開発に伴って今後解決されるべき懸案といえよう。

第四節 死亡とその原因

本町における最近の死亡率は表1のとおり全国平均に比べて高い数値を示している。これは若年層の都会流出により、町総人口の中で中老年人数の多い事に原因しているものと思う。

死亡の原因は、表3のように中枢神経血管損傷が死亡順位中第一位を占めている。心臓病や悪性新生物も高位を占め、結核は低位にある。老衰が第三位から第四位の間にあるのは、医療の進歩により平均寿命が延びたことと、人口分布が青年層の転出により老年層に片寄っていることを物語っている。将来は医学の進歩により、中枢神経血管損傷をはじめ心臓病や悪性新生物の治療等も飛躍的に進歩を遂げることが予想されるので、平均寿命も年とともに延びて行き、やがて死亡順位第一位に老衰が掲げられる日も遠くないであろう。

本町は久遠寺の所在地であるため、全国から多くの参拝者が集まってくる。これらの人々の中には不幸にして行路病者や、行路病死者となる者もかなりの数に上る。中には死を覚悟し、死所を得るため身延を選ぶ者さえある。昭和三十二、三年頃には心中が流行しその数も多かった。

これらについては町では予算を置いて手厚く取り扱っているが、明治以来毎年功德会へ助成をして、行路病者の收容や病死者の埋葬等の事業を援助した。このことについての旧身延町昭和六年（一九三一）身延町議会議決書を参考までにあげると

一、救 恤

1、身延山功德会ニ金七拾円ヲ補助シ救助ニ努ムル様ナシツツアリ

表 1 身 延 町 死 亡 率

(人口1,000人对 单位%)

区分	年度						
	昭和35	昭和36	昭和37	昭和38	昭和39	昭和40	
身 延	9.9	8.0	10.2	9.2	8.0	10.2	
比 較	山 梨	8.3	7.9	8.3	7.6	7.9	8.3
	全 国	7.6	7.4	7.5	7.0	6.9	7.1

県衛生統計表による。

表 2 地 区 別 年 次 別 死 亡 数 と 率

地区 数・率	下 山		身 延		大 河 内		豊 岡		合 計	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
昭和38	16	6.7	45	9.8	29	7.1	19	8.8	109	8.2
“ 39	14	5.9	35	7.6	32	8.0	25	11.8	106	8.1
“ 40	12	5.1	45	9.9	33	8.4	21	10.4	111	8.6
“ 41	16	6.9	32	7.1	23	6.0	19	9.3	90	7.1
“ 42	24	10.4	39	7.7	30	7.7	18	8.7	111	8.7
“ 43	26	11.5	42	7.6	30	7.9	18	9.1	116	9.3

表 3 死 因 順 位

順位 死因別 年次別	1 位		2 位		3 位		4 位		5 位	
	死 因	率	死 因	率	死 因	率	死 因	率	死 因	率
昭 和 38	中枢神経血管損傷	23.6	心 臓 病	20.8	悪性新生物	13.2	老 衰	10.4	不慮の事故	4.7
“ 39	心 臓 病	21.6	中枢神経血管損傷	18.8	老 衰	16.2	悪性新生物	15.2	結 核	3.7
“ 40	中枢神経血管損傷	22.5	悪性新生物	13.5	“	12.6	心 臓 病	10.0	不慮の事故	8.1
“ 41	“	20.0	心 臓 病	17.8	悪性新生物	16.7	老 衰	15.6	“	11.1
“ 42	“	21.6	悪性新生物	16.2	老 衰	15.3	心 臓 病	14.4	肝臓疾患	7.2
“ 43	“	20.7	心 臓 病	19.0	“	16.4	悪性新生物	14.7	不慮の事故	6.0

表 4 年 齢 別 死 亡 数 と 率

年齢別 年次別	数・率	0~5歳	6~10歳	11~15歳	16~20歳	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36~40歳
		41	数 率	7 7.8				2 2.2	3 3.3
42	数 率	3 2.7	1 1.0		1 1.0		1 1.0		2 1.8
年齢別 年次別	数・率	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳	70歳以上	合 計
		41	数 率		4 4.4	2 2.2	8 9.0	7 7.8	17 18.9
42	数 率	2 1.8	2 1.8	3 2.7	8 7.3	7 6.3	14 12.6	67 60.0	111 100.0

表 5 月 別 死 亡 数 と 率

数と率	月 別												合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
数	13	5	10	11	12	6	9	6	9	13	5	12	111
率	11.7	4.5	9.1	9.9	10.8	5.4	8.1	5.4	8.1	11.7	4.5	10.8	100.0

表 1 出生率
(人口1,000人対、単位%)

区 分	年度別	昭和	35年	36年	37年	38年	39年	40年
		身 延	17.4	15.8	15.0	15.3	14.6	12.1
山 梨	16.3	16.5	15.6	16.2	15.9	17.6		
全 国	17.2	16.9	17.0	17.3	17.7	18.5		

表 2 地区別年次別出生数と率

地区別 数と率	下 山		身 延		大河内		豊 岡		合計 数
	数(人)	率(%)	数	率	数	率	数	率	
									年次別
昭和38	38	18.2	79	37.9	57	27.4	34	16.3	208
〃 39	36	21.4	54	32.1	51	30.3	27	16.0	168
〃 40	39	21.9	69	38.7	43	24.1	27	15.1	178
〃 41	22	19.0	42	36.2	35	30.2	17	14.6	116
〃 42	21	15.6	54	40.0	32	23.7	28	20.7	135
〃 43	34	15.0	57	13.0	14	7.0	46	12.1	151

本町長期建設計画関係の人口に関する資料によれば、出生率は昭和二十

一、出生児の動態

第五節 衛生統計

2、行路病人救護及死亡人取扱ニ関スル状況
行路病人ナク死亡者参名アリタレバ各々ニ適當ナル方法ヲ講ジタリ
との記録がある。身延山功德会長谷川寛慶の言によれば、明治三十九年（一九〇六）以来昭和二十年（一九四五）までに、行路病者約五〇〇名、行路死者約二〇〇名を取り扱ったということである。

二、学童の身体状況

二年の三四・三パーセントをピークにして、二十五年より低下し四十二年には九・一パーセントに低下した。三十五年より四十年までの出生率は県も国も安定し四十年には増加の気配さえあるのに反し、本町は減少の一途をたどっている。原因は青年層の都会流出、産児制限、経済力等複雑な問題がからみ合っている。

町内小中学校児童生徒の体位の状況について、昭和二十五年から四十三年までの間、五年毎に各校の身体検査票の平均を出し、その推移の状況を年齢別、男女別に表3にあらわしてみた。戦中、戦後の様子は終戦の混乱期と学制の改革期とが重なり、資料が得られずその状況がつかめなかったのは残念である。しかし、全国的な統計資料からみると、終戦前後の食糧難や、強制労働などが要因となつて、二十二〜三年頃は、各年代とも最低とされており、逐次食糧難は解消され、生活の安定にともない、いちじるしい伸長をみせており、四十三年度においては、いずれも県平均を上回っている。また二十五年と四十三年を比較してみると、身長において六歳、一二・一センチメートル。一二歳、一一・三センチメートル。一四歳、一五・九センチメートルと大幅に伸びている。特に身長体重とも、一二歳〜一四歳の伸びが顕著なのは、中学校における課外活動、体



学童の身体検査

表 3

町内小中学校児童生徒の体位の推移

種別	年齢	25年度		30年度		35年度		40年度		43年度		25年度と43年度の比較		県平均(42年度)	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
		cm		kg		cm		cm		cm		cm		cm	
身長	6歳	102.4	108.9	108.6	107.4	110.4	111.1	112.9	111.3	114.5	112.3	+12.1	+3.4	113.6	111.3
	8歳	118.5	118.2	120.0	119.0	120.9	120.0	122.8	121.9	124.9	123.9	+6.4	+5.7	124.5	121.9
	10歳	127.8	125.8	128.9	128.5	130.6	131.5	133.0	132.5	134.3	135.6	+6.5	+9.8	134.3	132.5
	12歳	134.9	135.6	138.8	138.9	140.9	144.4	145.0	145.3	146.2	148.0	+11.3	+12.4	145.5	145.3
	14歳	144.4	147.9	151.0	148.2	155.3	150.3	156.4	153.2	160.3	153.7	+15.9	+5.8	159.0	153.2
体重	6歳	17.4	17.9	17.9	18.0	18.3	18.4	18.9	19.2	19.9	19.0	+2.5	+1.1	19.8	19.2
	8歳	22.3	21.9	22.5	22.0	23.0	22.3	24.0	23.1	24.5	23.3	+2.2	+2.2	25.1	23.1
	10歳	26.7	25.1	27.0	27.0	27.8	28.0	29.1	29.0	29.4	29.7	+2.7	+3.0	29.4	29.0
	12歳	30.6	31.2	32.2	32.7	33.8	36.4	36.5	37.0	36.0	41.2	+5.4	+10.0	39.0	37.0
	14歳	37.0	42.7	42.1	43.6	43.4	44.5	45.7	45.8	47.8	48.0	+10.8	+5.3	46.4	45.8
胸囲	6歳	52.3	54.3	55.9	54.5	55.6	55.7	55.1	53.7	56.5	54.6	+4.2	+0.3	57.6	53.7
	8歳	60.5	58.6	60.0	58.0	60.0	58.5	60.7	58.5	61.0	59.1	+0.5	+0.5	60.8	58.5
	10歳	63.0	60.1	63.2	62.5	64.0	63.1	64.3	62.5	65.3	63.5	+2.3	+3.4	66.1	62.5
	12歳	66.6	66.4	67.1	65.8	69.1	70.5	70.4	70.0	68.8	73.2	+2.3	+6.8	69.7	70.0
	14歳	72.2	76.7	73.0	77.9	76.1	78.0	77.5	76.7	78.1	79.1	+5.9	+2.4	77.3	76.7

育指導のたまものと思われる。胸囲の状況は、身長・体重に比して伸び悩みであるが、戦後、生活様式が変わり労働によるからだの酷使が少ないので、身長のスマートな体格に変わってきたことと思われる。

表4は、町内小中学校児童生徒の歯牙の状況を学校ごとにみたものである。

むし歯の患者の割合は、小中学校とも県平均をはるかに上回っており、特に大河内地区内の小中学校は、九〇パーセント以上が患者である。また、治療した児童生徒の割合も少ない。それは歯に対する関心が薄いのか、あるいは、医療機関の關係上治療に困難な状況ではないかと推測される。

とにかく、歯は健康のもとであり、学齢期にある児童生徒の歯に対する関心と、予防治療が必要である。

身延小学校では昭和四十三年度よりP.T.A.が中心となり「むし歯半減五年計画」を立て、今後歯磨きの励行、検査の徹底と治療カードの発行、

表 4

町内小中学校児童生徒の歯牙の状況

(43年度)

項目	小中学校別														
	小 学 校							中 学 校							
	下 山	身 延	豊 岡	大 和	帯 金	町 平	下 山	身 延	豊 岡	大 河 内	町 平	内 均	内 均	内 均	
健康な歯の人	6.2%	1.6%	1.8%	2.1%	0%	2.3%	0.6%	10.5%	8.4%	0%	4.9%	0%	4.9%	0%	
完全治療の人	8.8	8.4	5.6	7.0	4.1	6.8	2.5	21.3	23.0	7.3	13.5	7.3	13.5	13.5	
むし歯の被患者	85.0	90.0	92.6	90.9	95.9	90.0	96.0	68.2	68.6	92.7	81.4	92.7	81.4	81.4	
1人平均むし歯の数	2.5本	4本	5.2本	4.8本	8.1本	4.9本	5.9本	2.2本	2.1本	6.2本	4.1本	6.2本	4.1本	4.1本	
県平均むし歯被患者	85.5%							72.2%							

表 5 身延町法定伝染病発生状況

年 度	伝 染 病 名	地 区 別				計
		下 山	身 延	豊 岡	大河内	
30年	赤 痢 炎 計 日 本 脳		1		1	2
			1		1	2
31年	赤 痢 炎 計 小 脳	8	6	4	2	20
		8	6	4	2	20
32年	赤 痢 炎 計 日 本 脳	1	2	1		4
		1	1	1		2
33年	赤 痢 炎 計 日 本 脳	1	3	4		8
		1	1	4		9
34年	ジ フ テ リ ア 痢 炎 計 赤 日 本 脳 小 脳	10			1	11
			10	3		13
35年	赤 痢 炎 計 小 脳	1	8	1	5	15
		1	8	1	5	15
36年	赤 痢 ア オ 計 ジ フ テ リ ポ 小	1	3			4
			1		9	10
37年	赤 痢 ア オ 計 ジ フ テ リ ポ 小		1		3	3
			1		1	2
38年	赤 痢 ア 計 ジ フ テ リ 小		3	4		7
			1	4		8
39年	赤 痢 ア 計 ジ フ テ リ 小	2	1	1	11	15
		2	1	1	1	2
40年	赤 痢 計 小 脳		3			3
			3			3
41年	赤 痢 ア オ 計 ジ フ テ リ ポ 小	47	17		7	71
		1		1		2
42年	赤 痢 炎 計 日 本 脳	48	17	2	7	74
			2		3	5
合 計	赤 痢 炎 ア オ 計 日 本 脳 テ リ 計 ジ フ ポ	61	59	18	32	170
		11	3	2	3	8
		72	67	22	49	210

回収、優良児の表彰等積極的に治療に当たり、四十四年度には早くもその効果がはっきりと表われて大いにその成果が期待されている。

三、法定伝染病の発生状況

法定伝染病の発生については、古い時代のことは不明であるが、下山本國寺過去帳によれば、徳川中期以来時々短期間の中に多数の死者のあったことが知られる。これらは恐らく伝染病の流行によるものと考えられる。明治より昭和初期までは、赤痢・チフスが多かった。現在では、赤痢(症状の軽いもの)・日本脳炎・ジフテリア・ポリオ等に限定されている。昭和三十年以来の発生状況は表5のとおりである。

四、結核患者の動態

かつては不治の病と恐れられていた結核も、現在ではレントゲンによる早期発見、ツベルクリン反応によるBCGの接種、治療法の進歩等により全治する者が多くなつてきている。昭和四十四年二月の身延保健所の資料によれば患者数と死亡率は表6・7のとおりとなっている。残念ながら身延保健所は県下最高率で、本町は管内最高率である。

健康保險被保險者疾病分類一覽表

身延町

10歳~19歳			20歳~39歳			40歳~59歳			60歳以上		
件数	日数	費用額	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
5	41	37,011	5	7	9,124	11	32	43,940	13	128	267,888
		円			円			円			円
			1	3	4,641	1	1	973			
						2	3	4,229	6	61	141,370
3	4	2,062	1	2	1,852	4	15	14,044	4	9	12,812
			2	7	2,688	5	24	9,228			
						4	11	20,978	4	9	10,758
			2	6	2,864	5	10	4,615			
2	4	2,820	4	38	52,754	9	73	73,525	6	26	9,625
6	28	5,510	25	73	36,154	55	209	97,906	53	179	88,139
						9	56	51,515	13	83	108,279
7	16	12,131	3	8	8,723	3	13	3,670	3	4	3,479
21	200	18,193	12	23	7,712	9	5	29,264	11	41	44,739
1	2	1,636	3	9	6,655	39	157	176,656	63	242	197,515
			6	10	10,512	15	44	38,025	21	52	68,207
30	85	34,775	26	41	23,702	36	90	41,097	30	78	77,263
7	21	9,372	8	15	6,009	4	17	5,186	1	3	2,174
14	55	34,605	3	8	3,679	3	3	2,296	1	1	1,189
14	49	70,236	35	91	97,611	33	107	60,054	26	99	140,885
						1	1	838			
8	17	14,283	7	29	13,451	11	56	40,164	9	63	122,201
10	12	9,669	12	18	13,018	13	34	17,759	9	22	18,223
4	7	2,722	16	63	89,563	15	61	41,812	3	13	5,063
1	1	531	12	22	20,715	2	15	7,885			
24	114	40,091	14	27	15,043	26	34	15,594	10	25	9,481
						6	18	12,077			
24	114	78,557	18	53	131,362	19	160	51,103	14	55	12,693
50	224	116,833	59	270	160,151	61	267	151,909	34	109	100,813
3	4	5,828	11	47	41,095	38	67	57,918	23	96	59,474
			2	2	384	4	4	4,180	3	3	638
2		1,114				24		41,696	3		638
236	1,028	498,009	287	872	759,462	467	1,587	1,120,306	367	1,401	1,511,031

第八編 厚生

表 12

昭和 42 年 5 月 分 国 民

病 名	年 齢		0 歳 ~ 4 歳			5 歳 ~ 9 歳		
	区 分	件 数	日 数	費 用 額	件 数	日 数	費 用 額	
結 核		2	5	7,196			円	
呼 吸 器 の 疾 患								
悪 性 新 生 物 (癌 肉 腫)								
ア レ ル ギ ー 性 疾 患		7	13	4,470	1	2	573	
ビ タ ミ ン 欠 乏 症								
内 分 泌 線 の 疾 患 (糖 尿 病)								
血 液 及 び 造 血 器 の 疾 患								
神 経 病 及 び 性 格 異 常		1	8	712				
そ の 他 の 神 経 系 (神 経 痛 てん かん)					1	1	403	
中 枢 神 経 系 血 管 症 (脳 溢 血)								
聴 器 疾 患		1	1	744				
視 器 疾 患		6	31	3,356	14	66	7,882	
血 圧 症 (高 血 低 血)								
心 臓 疾 患								
感 冒 気 管 支 炎		47	85	40,711	24	34	18,211	
咽 頭 扁 桃 疾 患		11	19	13,079	7	10	5,184	
鼻 副 鼻 腔 疾 患		1	1	573	2	13	3,657	
胃 の 疾 患					3	6	2,654	
虫 垂 炎								
肝 ・ 胆 ・ 脾 臓 疾 患								
腸 炎 及 び そ の 他 の 消 化 器 系		24	46	26,165	6	7	3,688	
泌 尿 器 お よ び 性 器 疾 患		1	1	470				
妊 娠 分 娩								
皮 膚 疾 患		9	22	6,985	5	22	4,594	
更 年 期 障 害								
一 般 外 科		7	14	12,298	9	54	7,165	
歯 科 診 療		6	13	3,954	19	61	22,481	
関 節 炎 リ ウ マ チ ス 骨 運 動								
そ の 他		3	8	2,842				
調 薬		6		2,254	2		836	
合 計		132	267	125,809	93	276	77,329	

表 8 年次別、結核登録患者数と率

(人口10万対)

	昭和 41		昭和 42		昭和 43	
	数	(人)	数	(人)	数	(人)
身延町	167	1,319.1	154	1,276.7	148	1,192.5
身延保健所	716	1,252.6	646	1,153.9	550	982.4
管内平均	6,062	766.1	5,752	753.2	5,535	724.8

(注) 身延保健所調べ

表 6 身延町結核患者数

年 度	患 者 数
昭 和 37	136人
38	123
39	200
40	173
41	167
42	154
43	148

表 9 年次別新登録患者発見方法別表

	昭 和 41				
	集検	医機	家検	その他	計
身 延 町	7	30	5	0	42
身延保健所	28	112	8	0	148

昭 和 42					昭 和 43				
集検	医機	家検	その他	計	集検	医機	家検	その他	計
8	16	1	0	25	5	7	0	0	12
33	71	1	0	105	31	55	1	3	90

表 7 年次別、結核患者死亡数と率

	昭 和 38		昭 和 39		昭 和 40	
	数	率	数	率	数	率
身延町	7	51.2	4	31.0	5	40.8
身延保健所	17	26.6	17	27.2	19	32.7
県	125	16.6	135	17.4	138	18.1

	昭 和 41		昭 和 42		昭 和 43	
	数	率	数	率	数	率
身延町	6	49.5	5	41.0	2	17.0
身延保健所	16	28.0	16	28.0	15	27.0
県	124	16.3				

表 10 結核患者管理状況

昭和43. 3.31現在

管理別 地区別 年代別	入 院 在 宅 放 置 観 察												計	
	身延			豊岡			大河内			下山				
	身延	豊岡	大河内	身延	豊岡	大河内	身延	豊岡	大河内	身延	豊岡	大河内		
0歳~10歳						1	1				3	1	2	8
11 ~ 20				1	1	1	2				1	1	1	8
21 ~ 30	1			2		1	1	1		2		1		9
31 ~ 40			1	3		4	2			2		3		15
41 ~ 50	1	1		2	5	1	1	2	1	5	1	1	2	23
51 ~ 60	2	1	3	1	3	2	3	7	1	5	4	1	1	36
61 ~ 70	1	3	2	2	4	2	2	2	4	1	1	1	2	27
71 以上	2	4	1	2	3	2	1	2	1	1	1	1	1	22
計	7	5	9	5	17	3	19	18	4	4	12	2	18	148
合 計	26			57			22			43			148	

右の資料から登録患者について見ると、表8のようになり、管内では中富町に次いで第二位である。登録患者発見方法別について見ると表9のとおりである。患者の管理状況は表10のとおりである。

以上が保健所の資料による本町結核患者の動態であるが、町民一体となって保健衛生の向上を図り、一日も早く現在の不成績から脱出しなければならない。

五、寄生虫保有者の動態

洗剤の普及、金肥の使用等により、終戦直後の寄生虫に悩まされた時代

は忘れられてしまったが、完全に駆除することは困難である。県では昭和四十二年より三カ年間に、十二指腸虫（鉤虫）駆除の指定を行ない、町では町民に呼びかけて検便を実施しているが、全町民に実施することはむづかしく、寄生虫保有者の確実な数はつかみにくい。

表 11 昭和43年度鉤虫病予防特別
対策検査成績 (昭和43.2. 末)

	検査数	保卵者数	保卵率	鉤 虫		
				数	%	
身延町	967	(305) 368	31.54	46	4.8	
身延保健所平均	13,153	(3,899) 4,395	29.57	584	4.44	
	回 虫		べん 虫		そ の 他	
	数	%	数	%	数	%
身延町	63	6.5	258	26.7	1	0.1
身延保健所平均	970	7.37	2,824	21.47	17	0.1

(注) 括弧内の数字は保卵者の実数であり、各寄生虫の保卵率は延数による率である。
(身延保健所調べ)

第六節 町内の保健施設と医療機関

一、江戸末期の医療機関

江戸期以前については詳しいことは不明であるが、下山高橋家所蔵の文書によれば、同家の先祖高橋伊織、高橋祐甫、高橋斉宮亭等が延享・宝

暦・明和の頃医業を営み、多くの門弟を育成したことが知られる。
門弟誓約書数通の中の一つを見ると

一、御家莊之秘書今蜜々蒙御伝受僕謹而頓首亦何幸過之哉凡其旨一字一句猥不可出干口外也假令雖為子孫門輩其人而莫可伝之者也
右之条々於相背者可奉蒙我皇朝日本大小神祇并氏神御罰者也命不成事而去ル中夏中旬廿三日天命卒給因而為五七忌日幸呈貴公

明和八年卯六月廿八日

佐野 平質

恭著 花押

呈 高橋祐甫英賢

高橋斉宮亭

玉 机

とあり、当時の医術修行の厳しさを知ることができる。また、種痘治療について

種痘伝書之事

小兒痘瘡前就徴候見頭スル者ハ先殺虫劑ヲ投スベン又驗羅女兒下劑良法トス種痴ノ法ハ以芫菁膏貼尺沢ニ発泡ヲ破開シ痘癩以四五癩発泡ノ瘡口ニ置キ其瘡口ヲ美惠仁恵ニテ貼シ一七日過初発ナリ初發ヨリ点見マデ殺虫發汗宜起張ヨリ落癩マデ殺虫利尿也痘後衰弱ノ徴候見ル寸ハ強壯劑可用
利虫方□海人草大 羌活牛 甘草小

驗羅女兒下劑 大黃大中 驗羅二リン六毛 大黃五ト

殺虫發汗 殺虫方中ニ接骨花中四勺葵大

ヲ加フ

殺虫利尿方 殺虫方中ニ杜松子大泥菖根中

良姜中ヲ加フ

長 河 頭 司

伝

高橋伊織国手

当時の処方を知ることができ、高橋家は明治になると高橋治作が獣医を営み豊岡南部方面に至るまで施療した。この外下山においては松木東宣が儒医であったことが伝えられている。

身延においては田中見竜があり文化年間刊行の断毒論に署名が見られるという。断毒論については不明である。

二、明治以後の医療機関

明治以後の医療機関を見ると、下山地区においては儒医早川貞哉がある。漢学塾を開くかたわら医療をおこなった。後年下山医院を開いた望月伝一、山内歯科医院を開いた山内椿房は塾生である。後年、一時下八木沢に移り貞哉の男恭太郎は陸軍軍医となり、後父業を継いで大島に開業後下山に移った。また、望月遜は明治三十八年に下山に開業、大正二年、下八木沢に移転開業した。

身延地区においては田中見竜の孫見齊が幕末より明治二十年（一八八七）頃まで開業、次いで遠藤源十郎が総門内に開業、大正年間には井出徳治が元町に開業し終戦頃まで営業した。その外、明治四十四年より昭和五年まで大野に開業した黒坂芳七郎、戦時中疎開し終戦後しばらくの間上町に開業した田村女医、身延高校横に開業した鎌上医院がある。大河内地区については明治三十年（一八九七）頃儒医伴金嶺が八木沢に開業、次いで三十七・八年（一九〇四・五）頃早川貞哉が同所に開業、更に四十年（一九〇七）頃漢方医曾谷貞祐が開業し曾谷医師は主として煎薬を投薬したということがある。土地も狭く人口もすくない下八木沢に何故多くの開業医があったかは興味ある問題であり、或は地域の教育に関する関心度に関係があるのかも知れない。塩之沢においては明治三十七年頃大西南海が開業、帯金においては幕末から明治初年にかけて私塾のかたわら漢方医を開業した望月幸左衛門、甲府空襲後疎開し開業した得業士久保貴作がある。大島においては、明治三十年頃早川恭太郎が開業、大正十年（一九二一）に

は同地出身小笠原武雄が開業、戦後角打に綱脇医院が開業した。

三、町内医療機関の現況

本町における医療機関は身延山病院を始め多くの開業医があり今その概略を記すと、

(一) 医 院

下山 療 院 内科・小児科、昭和五年（一九三〇）十一月三日開業、医師望月惟臣外職員三名。

明治四十五年（一九一〇）先代望月伝一東京より転住、下山荒町に開業後大庭一八七一番地に移る。昭和五年死亡、望月惟臣が継承して今日に至る。

遠 藤 医 院 内科・昭和三十二年十月一日梅平一二八〇番地に開業、医師遠藤恒栄

先代遠藤源十郎の後を継承し、一時身延保健所長となり休院したが三十二年再開する。

身 延 山 病 院 内科・小児科・外科・脳神経外科・産婦人科・放射線科。昭和二十一年五月二十四日開業、院長中島文夫、医師四、薬剤師一、看護婦二十四、栄養士一、事務員九、その他一五、ベッド数一三五床。

身延山八十三世日謙上人財団法人身延一乗病院を創設、二十六年四月身延山病院と改称。梅平地区に外来診療所を開き従来の病棟は附属療養所となったが、後結核患者の減少に依り療養所を廃止し、四十年六月町役場前に建坪一、二三五・五平方メートル総工費八千三百万円をもって鉄筋四階建の病院を新築し今日に至る。

高 橋 医 院 内科・小児科・眼科・昭和二十六年六月一日開業。医師高橋公男外職員二名、ベッド数四床。

昭和二十六年六月一日、梅平二、二五六番地に開業、三十一年一月十五

日、梅平二四〇八番地に移転した。

佐野 医院 内科・外科 昭和十二年一月六日、大野七八一番地に開業、医師佐野一男外職員二名、ベッド数一〇床。

昭和十五年に身延町外二カ村衛生組合（組合長市川政則）の隔離病舎を併設し、伝染病の治療に努めた。

阪本 医院 内科・産婦人科、昭和二十四年八月、角打一二四五番地に開業、医師阪本陸郎外職員二名、ベッド数四床。

(二) 歯科 医院

古屋 歯科 医院 歯科一般、大正十年（一九二二）六月十一日下山に開業、歯科医師古屋慶信、技師一。

本町に初めて歯科医を開業したのは古屋医師で、最初身延総門に開業後現地に移った。当時郡下の開業歯科医は僅か四人、南部一、鰍沢二、下山一であったという。身延山出張所、身延駅前出張所、静岡県大岡診療所等を開き診療に当たったが現在は廃す。

山内 歯科 医院 大正十四年（一九二五）五月下山に開業、歯科医師山内椿房、医師二、看護婦四、助手一、技師一。

本部出身歯科医師の第一号という。初め岐阜県高山市に開業、大正十四年帰郷開業、昭和六年三月角打に出張所開設、三十六年分院として改称診療に従事す。

山内 歯科 医院 分院 歯科医師山内皓央、看護婦三、事務員一。

望月 歯科 医院 昭和十二年（一九三三）二月十一日塩沢に開業、歯科医師望月民部、看護婦一、その他一。

石部 歯科 医院 昭和四十一年五月十七日梅平に再開業、歯科医師石部武彦、技師一、事務員二、昭和十六年（一九四一）六月歯科医師石部正朗が現地に開業したが、三十九年死亡のため一時休院した。

(三) 医薬類似行為

按摩師、鍼灸師、柔道整復師等は、本来の医薬ではないが、日本においては古くから民間に広く行なわれて来ており、これら医薬類似行為については昭和二十二年に法令により営業が許された。

本町においては昭和二十五年大野に青沼達明が青沼整骨院を開業し、昭和二十一年身延町に秋山信一が一乗鍼灸道場を開いたのを始め、按摩師を営む者八名がある。

(四) 伝染病 舎

伝染病舎は一般に避病舎と呼ばれて来た。

明治三十年（一八九七）に公布され、昭和三十四年に改正された伝染病予防法第七条には、伝染病患者を伝染病院、隔離病舎その他適当な場所に隔離しなければならぬ旨定められている。従って市町村は有事の際を考えて、あらかじめ隔離病舎を建築しておかねばならない。

伝染病予防法施行以来町村においては財政上の理由から、民家を借用するような場合もあったようである。

本町でも明治三十年の赤痢大流行の後各村に伝染病隔離病舎が建設されているが、明治三十一年六月身延村長より知事に提出している隔離病舎設置願がこの間の事情をもの語っている。

伝染病隔離病舎設備認可願

南巨摩郡身延村

右者近來赤痢病大に流行致シ昨明治三十年ノ如キ実ニ慘状ヲ呈シタルモ畢竟患者隔離ノ方法相立タサルヨリ出テタルモノ殊ニ本年ノ如キモ既ニ各地ニ發生致候ニ付テハ先以テ隔離病舎設備ノ必要ヲ感シ居ルニ付先ニ本村寺平ニ病舎設備出願致シ置キ候処本村ノ如キ地勢遠隔一ツノ病舎ニテ万一患者点々ト發生ノ徴候アリセバ到底隔離ノ完キヲ得ザルヘ地位上自然ノ結果免ルル能ハサル次第ニ御座候斯テハ誠ニ遺憾ニ堪ヘザル次第ニ付更ニ大野組ニ本年県令第十号御趣意ニ基キ設備致シ度候間御認可被成下度別紙書類相添ヘ此段願上候也

明治三十一年六月廿一日 右村長

山梨真知事伯爵清樓家教殿

この時は大野山本遠寺が字西裏に敷地を提供し地元の大野区からも願書が出されている。建築見積り設計書によると事務室（兼医務室、調剤室）一六・五平方メートル、賄所兼小使室一三・二平方メートル、快復室一三・二平方メートル、別棟ノ重症患者室一三・二平方メートル、軽症患者室一三・二平方メートル、小使室九・九平方メートル、その他物置・消毒所・便所・浴室等で総面積三二五平方メートル、建築費四百六十五円三銭五厘である。竣工は同年九月十日である。

下山においては、最初仲町裏に設け後に上沢に移転した。昭和三年（一九二八）には関島八〇七八番地に移転した。当時の村会議決書によれば、総額九六一円五十四銭、二棟で病舎は瓦葺、事務室はトタン葺となつている。この施設は昭和三十五年廃止となつた。

身延においては塩沢地区に設けられていたが昭和十五年（一九四〇）身延・大河内・豊岡三町村組合立の隔離病舎を大野佐野医院内に設立した。

このとき地元大野区長をはじめ区民は地域の環境が害されることをおそれ強く反対し連名による陳情書を提出するなどのことがあつた。

しかし数カ月にわたり関係者間で話し合いが行なわれた結果漸く八月に至り建設についての了解が成立、十二月十六日地鎮祭を行なう運びとなつたのである。

豊岡においては町役場に保存されている仮避病舎取調書によると、相又・清子・横根に設けられたことが知られる。

大河内においては、八木沢・丸滝・角打に設けられていたが、後に村営に移行した。

ア、身延町外二カ村衛生事務組合

昭和十五年身延町会々議録によれば、前記の身延・豊岡・大河内の三町村組合立の隔離病舎が設けられたことが知られる。

すなわち、

昭和拾五年四月十六日本町会ヲ本町役場ニ開ク。

議案第十八号 身延町外二カ村衛生事務組合設立ノ件

議案第十九号 身延町外二カ村衛生事務規定認定ノ件

議案第二〇号 身延町外二カ村衛生事務組合議員選挙ノ件

が上提され、

衛生ニ関スル一切ノ事務ヲ共同処理スル為メ身延町大河内村豊岡村三カ町村衛生事務組合ヲ設立スルモノトス
理由

本案議決ヲ要スル其ノ理由ハ隣接大河内村、豊岡村ト共同衛生事務ノ処理ト併テ完備セル隔離病舎ヲ建設伝染病予防ニ努ムルニ因ル
とある。

規約は、

身延町外二ヶ村衛生事務組合同規約

第一条 本組合ハ身延町外二ヶ村衛生事務組合ト称ス

第二条 本組合ハ左ノ参町村ヲ以テ組織ス

身延町 大河内村 豊岡村

第三条 本組合ハ衛生ニ関スル一切事務ヲ共同処理ス

其ノ概目左ノ如シ

一、伝染病予防

二、隔離病舎ノ経営維持

三、罹病者ノ治療其他

四、其他法令ニ依リ本組合ノ事務ニ属スルモノ

となつており、その他「組合同議員定数八・身延三・大河内三・豊岡二」が定められ、「組合長一・委員三名ヲ置ク。会計ハ組合長所属ノ町村ノ収入役」となつてゐる。

なお

第十二条 本組合ニ於テ建設スル避病舎ノ費用ハ寄付金補助金ヲ以テ之レニ当テ

尚不足アル場合ハ組合内各町村ニ分賦ス
第十三条 支出比率 身延三 大河内三 豊岡二

となつており、組合長に市川政則が就任した。
これよりさき昭和七年、南部警察署管内八カ町村の七六衛生組合をもつて峡南衛生組合連合会が結成され七月二十八日結成総会を開催した。
会長には南部警察署長西山豊治郎、副会長には大河内村長望月望が就任している。
連合会当時の旧四カ町村別衛生組合の状況を次表に掲げる。

役員名簿 (現身延町区域のみ)

役名	住所	氏名	就任年月日
会長	南部警察署長	西山豊治郎	昭和七、七、二八
副会長	西八代郡大河内村	望月望	同
顧問	南巨摩郡身延町	深沢豊治	昭託
同	西八代郡大河内村	望月望	昭和七、七、二八
同	南巨摩郡豊岡村	佐野英三	同
同	同	望月望	同
同	郡下山村	望月望	同
同	郡下山村	望月望	同
同	郡身延町	井出徳治	同
同	同	黒坂芳七郎	同
同	同	遠藤恒栄	同
評議員	西八代郡大河内村	望月望	同
同	同	米沢良知	同
同	南巨摩郡豊岡村	佐野武重	同
同	同	大村多七郎	同
同	郡下山村	佐野鹿次郎	同
同	郡身延町	望月菊次郎	同
同	同	村松光太郎	同
同	同	佐野福吉	同

身延町	
組合名	第一区
組合員数	二九戸
会費	二九銭
組合名	第二区
組合員数	六〇戸
会費	六〇銭
組合名	第三区
組合員数	五九戸
会費	五九銭
組合名	第四区
組合員数	五三戸
会費	五三銭
組合名	第五区
組合員数	三二戸
会費	三二銭
組合名	第六区
組合員数	六八戸
会費	六八銭
組合名	第七区
組合員数	五一戸
会費	五一銭
組合名	第八区
組合員数	九六戸
会費	九六銭
組合名	第九区
組合員数	一〇〇戸
会費	一〇〇銭
組合名	第十区
組合員数	一〇〇戸
会費	一〇〇銭

下山村		豊岡村	
組合名	組合員数	組合名	組合員数
竹下	一七戸	小田船原	五七戸
大工	四四戸	大門野	三三戸
栗倉	六六戸	大城	七四戸
仲町	四九戸	相又	八四戸
本町	四四戸	清子	八六戸
荒町	五六戸	光沢	三〇戸
新町	三三戸	横根	五五戸
山庭	二八戸	計	四一九戸
大山	五七戸	大河内村	四一九戸
山庭	二一戸	組合員数	六六〇戸
杉山	四一戸	会費	六六〇銭
計	四一五戸		

イ、身延町外二町共同伝染病舎

時代の進展に伴い、隔離病舎を使用するものが少なくなり、高度の医療施設を有する病舎を利用する者が多くなった。一方町村においても、不治の病気のために病舎を建設し維持することは経済上からも好ましいことではない。さりとて一度患者が発生するや鰍沢・富士宮等遠隔の病院に入院することもまた並大抵ではない。ここにおいて三町(身延・南部・富沢)共同伝染病舎が計画され、昭和四十一年四月設立が許可され、昭和四十二

年度補助金の交付をうけて、近代
的病舎が身延山病院構内に建設さ
れた。事業概要および関係規約は
左のとおりである。

身延町外二町共同伝染病舎

建築状況

- 1、総 工 費 六、八五〇、
〇〇〇円(内
補助金四、〇
〇四、〇八〇
円)
- 2、敷地 面積 一九八平方メ
ートル
- 3、建築 延面積 二四四・二八
平方メートル
- 4、病 床 数 一二床
- 5、建築 構造 ブロック建築二階建
- 6、着工 月 日 昭和四二年一月一日
- 7、完成 月 日 昭和四三年三月二十五日
- 8、建物 内容 一階、看護婦室兼事務室、倉庫、消毒室、リネン室、処置
室、洗濯室、配膳室、更衣室、浴室、便所
二階、病室(四)、看護婦室、処理室、倉庫、碎氷室、便
所



身延町外二町共同伝染病舎

身延町外二町共同伝染病舎組合規約

(組合の名称)

第一条 この組合は、身延町外二町共同伝染病舎組合(以下「組合」といふ)と
称する。

(組織する団体)

第二条 この組合は、左の地方公共団体をもって組織する。

身延町、南部町及び富沢町

(組合の共同処理する事務)

第三条 この組合が共同処理する事務は、次のとおりとする。

一、伝染病舎の設置及び廃止に関する事。

二、伝染病舎の運営管理に関する事。

(組合の事務所の位置)

第四条 この組合の事務所は、山梨県南巨摩郡身延町役場におく。

(組合の議会の組織及び選任方法)

第五条 この組合の議会の議員(以下「組合議員」といふ)の定数は、五名とす
る。

2、前項の組合議員は、南部町及び富沢町の町長並びにこの組合を組織する町
議会議長をもってあてる。

3、組合議員の任期は、町長及び町議会議長の在任期間とする。

(組合の執行機関)

第六条 この組合長及び監査委員をおく。

2、組合長には、身延町長をあてる。

3、監査委員は二名とし、南部町長及び富沢町長をあてる。

(組合の補助機関)

第七条 この組合に副組合長及び収入役をおく。

2、副組合長は一名とし、議会の承認を得て組合長が選任する。

3、収入役には身延町収入役をあてる。

第八条 この組合に必要な事務局長及び事務吏員をおく。

事務局長及び事務吏員は組合長が任免する。

(組合の経費の支弁方法)

第九条 この組合の経費は、この組合を組織する各町において左の各号によって
負担する。

一、建築費は、南部町が三十万円、富沢町が二十万円を負担し、残額を身延町
が負担する。

二、その他組合の運営に要する経費は、組合の議会の定めるところにより負担
する。

二、その他組合の運営に要する経費は、組合の議会の定めるところにより負担
する。

二、その他組合の運営に要する経費は、組合の議会の定めるところにより負担
する。

二、その他組合の運営に要する経費は、組合の議会の定めるところにより負担
する。

二、その他組合の運営に要する経費は、組合の議会の定めるところにより負担
する。

二、その他組合の運営に要する経費は、組合の議会の定めるところにより負担
する。

二、その他組合の運営に要する経費は、組合の議会の定めるところにより負担
する。

二、その他組合の運営に要する経費は、組合の議会の定めるところにより負担
する。

二、その他組合の運営に要する経費は、組合の議会の定めるところにより負担
する。

二、その他組合の運営に要する経費は、組合の議会の定めるところにより負担
する。

附 則

- 1、この規約は、知事の許可があった日から施行する。
- 2、この病舎の建設前に伝染病の発生した場合は、なお従前の例による。

(五) そ の 他

文化の変転期にあつては新旧の習慣、制度の混淆まじりすることが多く、医療の面においてもそれが見られる。すなわち医師としての資格はなく、法令上治療してはならないが、本人の恵まれた天分や経歴上から特殊技術をもつて人助けを行なつた人がある。

松木平重郎、昭和十九年(一九四四)没、下山仲町の人、本業は農・漢方医療・灸に詳しく病に苦しむ人が来れば無料にて診療し、多くの人々から感謝され慕われた。心理的療法も得意で、時に突如大音声をもつて病者を一喝することもあつた。

深沢竜一、帯金の人、昭和四十年没、講道館柔道六段、旧制県立身延中学校柔道教師、整復技術に優れ、脱臼骨折等の患者が来ると無料にて治療し、人々から感謝された。

大坪重雄、角打の人、昭和三十五年没、優れた整復技術をもつて木材業の傍ら多数の患者を無料で治療した。

第七節 火 葬 場

古来日本人の風習は土葬がたてまえであつたため、農村においては最近にいたるまで火葬場の必要はなかつた。本町においても同様であり、止むなく火葬にしなければならぬ時の場所は大体習慣上きまつていた。多くは早川・富士川・大城川等の河原が臨時の火葬場となつた。しかし旧身延町では地域の関係上火葬の必要があつたので比較的早くから火葬場が設けられた。望月是本の発案により当時としては、比較的よく整つた火葬場が

梅平の勝沢地内にできたが、荒廃

したので町は昭和三十七年三月火葬室・待合室二九一、五〇〇円、

火葬炉九〇〇、〇〇〇円、計一、

一九一、五〇〇円をもつて、木造

平屋建、屋根亜鉛引並トタンの火葬場を建設した。

建設後台風災害等にもあつたが逐次設備も改良あるいは復旧され、現在ではおおむね良好な使用状況である。

年間使用回数は

町内約五〇件 使用料(一休)

三、〇〇〇円

町外約一〇件 使用料(一休)

五、〇〇〇円である。

しかし、昭和四十四年九月、広域行政の方針にもとづき峡南衛生組合への加入が決定され、身延町内の火葬も四町共同の霊柩車により六郷町地内の火葬場へ送迎して行なうことになり、料金一件四、〇〇〇円も町費で支弁することが議決されたので、現在の火葬場は遠からず廃止される運命にある。

第八節 保健衛生の課題

以上本町における保健衛生について種々の観点から眺めて来たが、町役場の計画指導と町民の協力によりたゆまぬ努力が続けられ、目覚ましい発展を見るに至つた。しかしながら時代の進歩の速度に照らして見るにかな



町 営 火 葬 場

らずしも満足すべきものではない。ある意味ではこれからが本当の保健衛生上の問題解決の時期であろう。

以下保健衛生上の課題をあげれば

- 1、塵芥集荷態勢の改善、各部落ゴミ焼場の設置
 - 2、水道施設の統合充実および管理の完全化
 - 3、下水道の敷設
 - 4、特別清掃地域指定をうけ町清掃条例の制定
 - 5、母子センターおよび健康センターの建設
 - 6、蚊や蠅の撲滅と塵芥のないきれいな町にする美化運動の推進
 - 7、公営的医療機関の充実
 - 8、献血や各種予防検診の徹底
 - 9、保健婦の増加と活動の充実
- 等がある。

第二章 社会福祉

第一節 社会福祉と社会福祉協議会

日本国憲法は第二十五条に「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、これに対する国の義務として次に「国はすべての生活部面について社会福祉社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国民の生活を保障している。

しかしながら、いかなる時代、いかなる社会にあっても、その生活環境、生活条件の相違や被災などにより、社会的弱者の存在を避けることはできない。社会事業は、これらの不幸を救済し、弱者を保護する活動として起ったものであり、古代から現在に至るまでこの理念に変わりはないが、近来特に社会福祉と呼ばれるようになったことは、慈善的・恩恵的な施策から、国家社会の当然の義務として、劣者弱者を向上せしめる施策の意味と解すべきであろう。広い意味では百般の行政がすべて社会福祉のためのものであるが、ここで取りあげる社会福祉とは狭義の意味で、貧しい者・病める者・困窮者の福祉を増進し、一定のレベルまで引き上げて行こうとする施策と解すべきであろう。時代の変遷とともに言葉のもつ内容も変わってきたが、昔から社会の三悪といわれてきた貧乏・病氣・犯罪等をなくしてより住みよい社会を築こうとする運動それを社会福祉といっても過言ではあるまい。

さて身延町の場合、当然身延山久遠寺の創立とともに、宗教的慈善的なならんかの形で社会事業が行なわれたであろうことは想像に難くないが、

今これを具体的に説明する資料はない。記録の一片に大正十三年（一九二四）十月身延山久遠寺は巨額の金と土地を寄付して勅定紺綬褒章を拝受したとあり、あるいは大正中期財団法人普治会を設け社会事業施設助成を志す等の例もあった。

近世明治三十九年（一九〇六）一月先駆者により民間社会事業施設として、貧困者・行路病人・身上相談・死亡者助葬等、およそ困るといふ人を収容する身延山功德会が設立され、また、同年十一月民間救護施設として全国にただ一つの身延深敬園が創設されたことは県下における最も古い施設として特筆されるべきものである。

一方社会的には、方面委員制度が昭和二年（一九二七）三月、山梨県告示をもって設置され、法令による方面委員活動が開始された。当時の方面委員は一町村兩三名であった。大河内村では市川政則・望月朝次郎であったが、昭和四年になり小林月溪が任命された。その後昭和七年救護法が施行され昭和十一年（一九三六）方面委員会制定、昭和十二年（一九三七）七月日華事変勃発、軍人救護法強化、昭和十三年（一九三八）社会事業法が生まれ、昭和十六年（一九四一）十二月八日太平洋戦争に突入、二十年（一九四五）八月十五日敗戦に至るまで、国・県の施策と相まって目まぐるしい変遷の中で社会福祉推進の事業が行なわれて来たのである。

昭和二十一年十一月三日、日本国憲法が公布され、新しい民主政治の線に沿うべく、生活保護法に基づく社会福祉施策が進展したが、昭和二十一年制定された民生委員会は、昭和二十二年新たに児童福祉法の制定とともに民生委員が児童委員を兼ねることとなった。さらに、昭和二十三年民生委員法が施行されるに至った。社会福祉施設としては、前記財団法人身延深敬園・社会福祉法人身延山功德会がある、児童福祉施設として、秋山智孝設立の下山立正保育園・西尾貫遂設立の大野山保育園・沢村清一設立の大島保育園等がある。

中央・県郡の段階に、およそ社会福祉を志す団体・施設がそれぞれ大同団結して社会福祉協議会を結成、地域社会福祉の増進に寄与することとなり、

昭和二十六年旧身延町にあっては藤田喜太郎、大河内村は佐野祥盛、下山村にあっては望月惟臣、豊岡村は鴨狩庸雄がそれぞれ会長となり、敬老会・慰霊祭・歳末助け合い運動等の住民福祉推進に努めて来たが、昭和三十年二月下山・身延・豊岡・大河内の一町三カ村合併により、社協もまた合併して深沢忠雄が会長となり、ついで昭和三十四年長谷川寛慶が会長となり創立以来敬老会・慰霊祭・歳末助け合い運動・共同募金推進・法務省主催の社会を明るくする運動・児童遊園地造成援助等の事業にきめ細かに取組んで来た。昭和三十五年には助け合い金庫を創設、当初は二万円の基金が、現在は二十数万円となり、これを一口五千円の無利子で貸し出し、利用件数五十件に及んでいる。

また昭和三十八年七月より、心配ごと相談所を開設し、常任相談員と社協常務理事が、民生委員および社協理事より選任された相談員とともに、毎金曜日に相談に当たり、多大の効果を収めている。

その外町内子供クラブ幹部の指導者講習・老人クラブ設立運営指導援助、青年団・婦人会・子供遊園地における部落単位運動競技会の援助等を行なっているが、資金面にあっては、県下でも最初の町民全戸加入を目指してほぼ達成、特志家寄付・町助成金等をもってこれに当て、助け合い金庫の資金増額・衛生行政への積極的参加等、地域社会福祉協議会の本務遂行のため真剣な研究努力が続けられている。

ちなみに本町よりは創立当初の県社会福祉協議会会長に綱脇竜妙が就任、その後長谷川寛慶が副会長に就任したことがあり、南巨摩郡社会福祉協議会には藤田喜太郎・深沢忠雄・長谷川寛慶が会長に就任、県・郡・単位社会福祉活動においても見るべきものがあつた。

なお社会福祉功勞者として表彰を受けた主なる方々は左の通りである。

綱脇 龍 妙

勲四等旭日小綬章 藍綬褒章 厚生大臣賞三回 宮内省・内務大臣賞 山梨県知事賞二回

小林 月 溪

勲五等瑞宝章 厚生大臣賞三回 山梨県知事賞 全国社会福祉協議会長賞

市川政則	厚生大臣賞
長谷川寛慶	厚生大臣賞
石川金雄	厚生大臣賞
網脇さだ	山梨県知事賞
網脇美智	山梨県知事賞
市川みやじ	山梨県知事賞
小林今代	山梨県知事賞
坂口起一	山梨県知事賞
秋山智孝	山梨県知事賞

一、財団法人身延深敬園

明治三十九年（一九〇六）七月身延山に参拝した網脇竜妙は、久遠寺境内山門付近に蜷集している癩患者が困憊の態にあるのを発見し、幾多の聞くに絶えない哀話を耳にするに及んで、宗教に生きんか、社会救済事業に生きんかと煩悶懊悩のまま教日を空しく過した。眼前にこの悲惨極まりない同胞の姿を見ては、生命を賭しても助けんものと決意し、宗教上の布教目的実現は一時これを保留するも止むなしとし、一身を犠牲にする覚悟を定めたのであった。

ここに明治三十九年（一九〇六）十月身延深敬園を創立して癩患者の救済に従事し、以来内には事業の経営、患者の慰安看護に努



身延深敬園全景

め、外には東奔西走資金の勧募に尽瘁すること今年まで六十五年の永きに及んだ。その間漸次諸方面よりの同情援護を得、大正九年（一九二〇）七月にはようやく事業整頓し、基礎も稍強固となったので、この機会に、病院を財団法人組織とし、一層の拡張に努力し今日の成果を見るに至ったのである。

師は一面においてこの一事業のため、終生の目的たる宗教上の修行に照らし、社会に対し、根本的救済の真使命を果たさんとするの一念を、未だ貫徹し得ないことを、切に遺憾としている。が、ひるがえって考えればまたこの癩患者救護という事業に一生を捧げたことには毫末も悔ゆることなく、かえってこれに奮励することを第一義とし、信仰を更に深く体験せしめんとする仏陀の意志を認め、これを天職となしてますます精進しているのである。ことに癩患者は、社会一般の見るような偏癖あるものでなく、慈愛をもってこれに向えばすこぶる真摯従順、よく規律を守り、特に信仰には、普通人より更に徹底し易いなど、彼等の深く愛すべく敬すべきを悟って、この事業を通して仏教の真諦に達せられることを信ずるに至ったのである。

しかし深敬園経営費の大部分はただ勧募に待つ外はないので、その精力の大半を、この資金募集に費さざるを得なかった。この事業は網脇竜妙によって初めて創設されたものであるから、先輩ないし先覚者の指導後援は固よりなく、徹頭徹尾、独立独歩をもって今日あらしめたのである。この努力はいつしか一般の認めるところとなり、宮内省より年々御内帑金を下賜せられ、明治四十二年以来年々内務省より奨励金の下付を受け、後には国庫補助金の形式で下付されることとなり、篤志家からも陰に陽に多大の援助を受けられるようになって今日に及んでいる。

創立以来年々増改築があり、特に昭和四十二年診療棟鉄筋ブロック二階建延べ四五〇平方メートルを予算一、六五三万円を以て増築し、敷地三、九〇一平方メートル、建坪二、九三六平方メートルの広大に及び、園長網脇

龍妙と、事務長以下職員一八名で、現在患者八三名、内男五〇名女三三名が収容されており、最高年齢者は七三歳、最低二二歳のいづれも男である。

因に創立当初よりの収容状況は次の通りである。

1 入園者数	男 一、四三六人
	女 一、一〇九人
2 死亡者数	男 三三七人
	女 一三九人
3 退園者数	男 一、一四一人
	女 八七八人
	男 一三六人
	女 一三六人

二、社会福祉法人身延山功德会

明治三十九年（一九〇六）一月の創立にかかり、創立者長谷川寛善が身延山二王門裏大杉の下に死んでいた一老婆を見てこれを憐れみ、手厚く葬った。これを機に、身延山功德会を創設し自ら会長となり、行路病者救護・死亡人取扱いないし旅費なき参詣者の無料宿泊・旅費給与等の事業を経営するに至ったのである。当時の建物は木造丸太造りのわずかに四、五名を収容した施設であったが、順次増築して、昭和六年（一九三一）日蓮聖人六百五十遠忌の記念事業が行なわれるに当たって、全国から蜷集した浮浪者で収容者百名を越えたこともあった。よき援助者としては下山郵便局長芦沢九左衛門があった。

創立当初は乞食の親方とさげすまれたが、大正九年県より社会事業として補助金を下付されるにいたって、初めて認められるようになり、後恩賜財団慶福会・県・内務省等より補助金の下付があり、更に御下賜金の拝受再三に及び、これらに力を得て拡張につとめ、特に昭和三年（一九二八）即位の大札に当たっては内務大臣より表彰状および銀牌を授与された。寛

善がその妻よのとともに死に水を与えた行路病者は二百名を越すという。昭和九年（一九三四）五十八歳にして寛善没し、長男寛亮継承、鋭意発展に努力したが、昭和十九年（一九四四）応召（二十年戦死）するに及び現会長長谷川寛慶継承し今日に及んでいる。創立者の妻よのは昭和十五年（一九四〇）社会事業に尽した顕著な功績により、社会事業功労章を授与され、二代目会長寛亮また昭和十九年に社会事業功労章を授与された。現会長寛慶また山梨県政功労章を、更に厚生大臣表彰を受けている。

敷地約一、三六九平方メートル・建物六八四平方メートル・収容定員五十名で、現在男一五名・女三五名、最高齢者は女九二歳・男八四歳である。会長長谷川寛慶以下職員十一名である。
 因に昭和四十五年を期して、鉄筋ブロック二階建、耐震耐火の建物を約三千万円の予算を以て建築すべく準備を進めつつある。なお、身延山をひかえた特殊な存在であるため、収容者も全国的で遠く北海道・九州などより収容されている者もあり、山梨県出身者は僅かに五分の一に過ぎない。



身延山功德会老人ホーム

第二節 民生事業

一、民生委員の沿革とそのしごと

民生委員は、民生委員法第一条に、社会奉仕の精神をもって、保護指導のことに当たり、社会福祉の増進に努めるとあり、第二条に、常に人格の向上と、その職務を行なう上に必要な知識および技術の修得に努めるとあるように、高潔なる指導精神が要求される。民生委員制度の前身である済世顧問制度が設けられてから、昭和四十四年まで五十二年間、実に半世紀にわたり、民生委員は社会福祉のために地下水的役割を果たして来た。町村合併以前においては下山は望月惟臣、身延は長谷川寛慶、豊岡は千頭和政義、大河内は小林月溪等が中心になって戦後混乱時代の民生事業を推しすすめてきた。

民生委員の資格要件は、法第六条の示すように当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて、児童福祉法の児童委員としても適当である者でなければならない。委員の任期は三年で、その職務は

- 1、常に調査を行ない、生活状態を審かにしておく。
- 2、保護を要する者を適切に保護指導する。
- 3、社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること。
- 4、社会福祉事業法に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力すること。

前項の外、必要に応じて、生活の指導を行なう。

民生委員は、まず市町村の民生委員推薦委員により適任者が選ばれる。

知事はこれを民生委員審査会に諮問し、意見を聞いて厚生大臣に推薦し、大臣はこれに基づいて民生委員として委嘱する。民生委員推薦委員会は市町村長が左記の者のうちから、それぞれ二人以内を委嘱することになっている。昭和四十四年度より昭和四十六年までの民生委員は、次の各委員によって選出された。

民生委員推薦委員会

推薦委員長 深沢 徹

市町村の議会の議員 (堀

一勇・深沢徹)

民生委員 (千頭和政義・石

川重利)

社会福祉事業等の実施に

関係のある者 (長谷川寛慶・

秋山智孝)

市町村の区域を単位とする

社会福祉関係団体の代表

者 (大野熊夫・佐野敦恵)

教育の関係のある者 (望

月正一・望月栄)

関係行政機関の職員 (小

笠原敏光・石川金雄)

学識経験のある者 (鮎川

省三・市川喜美子)

表1 生活保護費支給明細

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助 (給食)	医療扶助	生業扶助	出産扶助	葬祭扶助	合計
42年度	55戸 109人 2,999,827円	—	205,701円	12,499,200円	—	—	—	15,704,728円

表2 生活保護概況 (昭和43年)

生活扶助	教育扶助 学校給食分	医療扶助		合計
		入院	通院	
55戸 109人	139人	25人	18人	291人
2,998,827円	205,701円	12,000,000円	972,000円	16,176,528円

(疾病内訳精神障害者14人、結核6人 一般23人 計 43人)

民生委員は運営上民生委員協議会を組織しているが、役員は総務一、副総務四となっていて関係機関と提携し、担当区域を定め、任務遂行のための連絡・資料収集・研修等を行なっている。

民生委員は、個人の人格を尊重し、身上に関する秘密を守り、人種・信条・性別・社会的身分または門地によって、差別的または優先的取扱いをする事なく、その処置は実情に即して合理的でなければならぬ。またその地位を政党または政治的目的に利用してはならないことが、第十五・六条に示されているが本町民生委員は法令の趣旨に沿い忠実に真剣に業務を遂行している。

二、民生委員と

その分担区域

本町の民生委員は三五名で、内訳は下山八名・身延一八名・豊岡八名・大河内九名となっている。合併後法改正で若干人員を減らされたので旧町村時代一人一部落というような地区もかけ持ちという事になった。従って、地区

民生委員名簿

	昭和31.12.1 ~34.11.末	昭和34.12.1 ~37.11.末	昭和37.12.1 ~40.11.末	昭和40.12.1 ~43.11.末	昭和43.12.1 ~46.11.末	担当地区
1	深松	上深	田藤	本み	本み	沢庭
2	木野	深野	藤野	みち	みち	大仲
3	佐藤	野藤	野藤	タキ	タキ	本町
4	遠藤	国太郎	上遠	重	重	竹下
5	石川	重岳	佐遠	あ	あ	山額
6	山本	幸源	石井	き	き	杉山
7	竹川	幸源	石井	剛	剛	工町
8	川内	藤田	永保	武	武	大栗
9	内藤	若林	久保	弥	弥	倉原
10	若田	中本	田中	政	政	波木
11	岡野	野野	宮鹿	富	富	井一
12	佐野	数三	野鹿	貴	貴	井三
13	鴨雨	宮宮	木村	定	定	区
14	望月	和川	川和	為	為	沢住
15	雨望	千頭	千頭	松	松	上町
16	市望	川月	和月	数	数	梅平
17	市望	川月	和月	光	光	二区
18	大種	島崎	島崎	依	依	野院
19	島崎	内狩	内狩	一	一	西支
20	鴨鮎	川月	川月	慶	慶	相又
21	望月	深林	深林	千	千	相大
22	深小	市高	市高	吉	吉	清
23	高鈴	片野	片野	宗	宗	小光
24	片野	野木	野木	保	保	ふみ
25	佐野	野木	野木	き	き	正太
26	野木	田野	田野	太	太	嘉起
27	田野	村木	村木	真	真	月一
28	村木	野村	野村	起	起	信義
29	野村	木野	木野	月	月	治英
30	木野	野村	野村	と	と	文己
31	野村	木野	木野	忠	忠	正長
32	木野	野村	野村	鈴	鈴	正長
33	野村	木野	木野	正	正	義己
34	木野	野村	野村	義	義	子
35	野村	木野	木野	法	法	子

によっては保護対象者の増減により任期ごとに担当区域の変動があったりしている。

合併前の歴代民生委員については不明の点があるが、合併後の民生委員は別表のとおりである。

三、身延町心配ごと相談所

身延町心配ごと相談所は、規約第一条に示されているように、主として低所得者に対しその生活のあらゆる心配ごとの相談に応じ、社会資源を効果的に活用して適切な助言指導を行ない、その福祉を図るため、昭和三十八年九月十四日身延町社会福祉協議会の運営により身延町役場内に設置された。

規則によれば、業務として定例相談（毎週金曜日の午後一時から四時まで）巡回相談、（毎月一回町内公共施設社寺等で実施）を行なう。相談所には相談員一〇名（任期一年）協力員若干名（関係公務員中から会長委嘱）があり、無料で相談に応じ関係機関に連絡紹介し、問題の適確な解決に努め、正当な理由なくして秘密を漏らすことのないようにする。

また、心配ごと相談所運営要領が定められ、設置場所として利用者が気軽に利用できる施設であること、相談に使用する部屋は、利用者の心身に及ぼす影響を考えて選定すること、内容を気がねなく述べられるよう設備調度に細心の注意を払い、外部から見られないこと、他人に聴取されることのないようにすること、相談に当たり懇切丁寧に、円満解決が得られるよう努めなければならないこと、事業成績書の提出方法、その他備え付け帳簿にいたるまで細かく定めている。

右のような内容をもって相談所は開設され、今日に至るまで多くの心配ごとの相談に応じ問題解決に努め、明るい町づくりのため多大の成果を収めている。

昭和四十三年度事業実績ならびに四十四年度予算は次のとおりである。

昭和43年度心配ごと相談所事業実績

相談員	13名（民生委員 9名、他 4名）																				
職員	1名（専任 名、兼任 1名）																				
開催日数	51日（定例相談 51日、巡回相談 日）																				
出席相談員延人員	81人（定例相談 81人、巡回相談 人）																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
	生活苦の相談	生活改善	（借入、資金借入れを含む） 仕事の相談	住宅の相談	（医療費借入れを含む） 健康の相談	家族計画	（優生保護を含む） 家庭不和	結婚相談	児童福祉	（健全育成、問題児対策） 教育相談	青少年問題	（成人精神、性格異常） 精神衛生相談	更生保護	法律相談	（人身売買を含む） 人権問題	苦情相談	出稼の問題	老人問題	交通事故問題	その他	
取扱実件数	2	8	4	3			2	5						1	1					12	38
取扱延件数	2	8	4	3			4	6						1	1					14	43
処理状況（実件数）	ののののの中	1	5	1	2		1	6								1				6	23
	ののののの中		1	1																1	3
	ののののの中						1													1	2
	ののののの中																			3	3

身延町心配ごと相談所 相談月割表

自 44. 5 月 ~ 至 45. 3 月

番号	職名	相談員氏名	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1	相談員	池上 愛子				8			7			6		
2	同	望月 富恵	23			15			14			13		
3	同	松木 四郎	30			22			21			20		
4	同	藤田 政一		6		29			28			27		
5	同	一宮 市松		13			5			5			6	
6	同	日吉 松子		20			12			12			13	
7	同	市川 吾七		27			19			19			20	
8	同	市川 正美			4		26			26			27	
9	同	市川喜美子			11			3			9			
10	同	佐野 里見			18				17		16			
11	同	千頭和利作			25				24		23			
12	同	坂口 起一				1			31		30			
13	常任	鮎川 太郎	心配ごと相談日は(上記)毎週金曜日午後1時~4時まで											
14	所長	長谷川寛慶												

四、身延町福祉(たすけあい)金庫

この金庫は身延町社会福祉協議会が運営するもので、基金十万円を以て昭和三十四年町内の生活困窮世帯に対し世帯更正運動の一助として無利子で資金の貸付けをおこなうことにより、経済的自立更正を図ることを目的として設けられた。

規約によれば貸付け対象は一口一万円、町内に六カ月以上居住し引続き居住の意志のある者、償還が確実であると認められるもので現に生計維持困難なるものとなっている。

資金貸付の種類は事業を継続するための資金、生活を維持するために必要な資金、住宅の補修に必要な資金、医療に必要な資金、扶養する児童の修学または就職に必要な資金の五種類で保証人二人(民生委員一人)を必要とする。償還は月賦、一時払いとし貸付期間は六カ月、金庫の財源として社協一般会計より毎年一万円、三十四年度に限り二万円を支出することに定められた。

また付則として生活保護費等公金支給により財源の確定しているものについては、保証人を要しない旨定められている。

以上の要領でたすけあい金庫は運営され世帯更生のために活用されている。

昭和四十三年度の貸付けは九件で、十二万五千円が生活を維持するために必要な資金として貸し付けられた。昭和四十三年度への繰越し金は九万七千七百円で、七万五千二百円が償還された。

五、世帯更生資金貸付制度

この制度は昭和三十六年四月六日制定され、低所得世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行なうことにより、その経済的自立と生活意欲

の助長促進を図り、安定した生活を営ませることを目的としている。

貸付対象は、(1)低所得世帯であること。(2)他の融資を受けることができないものであること。(3)自立更生の見込みのある者であること。以上三条件の全部をみたす者とされている。(1)については原則として生活保護法の適用をうけている者は除かれている。ただしその世帯の自立更生活上必要と認められる時は更生資金、住宅資金、修学資金、災害援護資金については貸付けの対象となる。また身体障害者更生資金については、低所得者でなくともよく、身体障害者福祉法により身体障害者の手帳を交付された身体障害者の世帯一般が対象とされている。(2)については母子福祉資金、国民金融公庫の更生資金など他の類似的公的な資金を借りている者、または借りることのできる者は除外される。(3)については被保護階層への転落防止や自立更生のため単に低利資金の貸付ということにとどまらず、民生委員や行政機関の指導が望まれている。実施主体は社会福祉協議会であつて、貸付資金の種類は次の七種類がある。

1、更生資金

ア、生業費、自立更生のための事業拡張や新規事業を行なつたりするための必要経費

イ、支度費、就職に必要な支度金

ウ、技能習得、生業を営なみ、または就職するために必要な知識、技能を習得するための必要経費

2、身体障害者更生資金

ア、身体障害者更生資金

イ、身体障害者支度費

ウ、身体障害者技能習得費

3、生活資金

ア、生活費12の技能習得費貸付けをうけている期間中、または療養資金の貸付けをうけている期間中の生活費

イ、出産費

ウ、葬祭費

4、住宅資金

ア、改修費、住宅増改築補修のための必要経費

イ、転宅費、住居移転のための住宅賃借の必要経費

5、修学資金

ア、修学費、学校教育法による高等学校・盲学校・ろう学校または養護学校の高等部就学のための必要経費

イ、就学支度金、右入学のための必要経費

6、療養資金

一年以内の負傷または、疾病の療養に必要な経費

7、災害援護資金

災害による困窮から自立するための必要経費

貸付の条件は別表のとおり種別により貸付限度額、据置期間、償還期限を異にしている。

貸付利率は年三分で、修学資金は無利子。ただし据置期間中、または申請により認められた償還猶予中は無利子である。

本町における昭和四十三年度利用状況は、貸付総額二百三十五万円、利用件数一九件で、内訳は世帯更生資金二、生業資金八、改築資金三、住宅資金三、療養資金三、である。

六、国民年金制度

官公庁や会社に勤務する人たちには、厚生年金や共済組合などの年金制度があつて老後の生活保障という点から魅力ある制度であるが、農林漁業、自由業、自営業の人たちには年金制度がなく、こういう人たちの老後

の生活保障のために、昭和三十六年から国民年金制度が実施された。

国民年金制度は保険方式の拠出年金を基本とし、公の扶助年金が補足している。拠出年金は法律で定められた一定範囲の人が被保険者となり、定額の保険料を納入し、老齢・障害・死亡に対しての年金の給付をうける。福祉年金は被保険者にならない人のため保険料の納入なしに老齢・障害・母子・準母子に対して年金が給付される。

被保険者には強制加入と任意加入の二通りがある。

(一) 強制被保険者

日本国内に住む二〇歳〜六〇歳までの日本国民は、厚生年金保険などの年金制度の加入者、その制度から年金をうけている人または配偶者、昼間部の大学高校生を除くすべてが被保険者となり、町役場に資格取得の届け出をする。

(二) 任意加入被保険者

強制被保険者になれない厚生年金保険などの年金制度加入者は、国民年金と同等以上の年金を給付されるので国民年金加入の必要はないが、配偶者やその制度から年金を受けている人などで保障が不十分であったり、保障のない部分に対し不足分を希望して年金で補なうことができる。役場に加入の申出をすればよい。

(三) 保険料

被保険者は被保険者である間は二〇歳〜三四歳まで月二五〇円、三五歳から五九歳まで月三〇〇円納入しなければならない。なお生活扶助を受けている者や、保険料を納めることが困難と認められる者は申請により免除される。

(四) 国庫負担金

拠出年金事業の事務費および福祉年金事業の給付に必要な費用、およびそれに必要な事務費はすべて国庫負担となる。国は加入者の納める保険料の半額を負担し、納入義務免除者については、保険料の半額を国庫で負担し、その代り給付が減額される。

(五) 拠出年金の給付

- ア、老齢年金、保険料を納めた期間または保険料納付義務を免除された期間を合算して二十五年以上のもので六十五歳より開始（希望したときは六十歳より）
- イ、通算老齢年金、他の公的年金制度に加入した期間と合算して二十五年以上のもの。六十五歳より開始（希望したときは六十歳より）
- ウ、障害年金、保険料を納付した期間が一年以上ある障害者
- エ、母子年金、夫が死亡したため母子世帯となった未亡人（一年以上保険料納付の者）
- オ、準母子年金、夫・息子・父・祖父が死亡したため準母子世帯となった祖父や姉
- カ、遺児年金、保険料を納付した期間が一年以上ある両親と死別した子
- キ、寡婦年金、老齢年金を受ける要件を満たし夫と死別した妻（十年以上連れ添った者に限る。）
- ク、死亡一時金、保険料を納付した期間が三年以上ある被保険者の遺族（年金が受けられない者に限る）

(六) 福祉年金

拠出年金の被保険者にならない人のための給付である。

- ア、老齢福祉年金、七十歳以上の者
- イ、障害福祉年金、一級障害者
- ウ、母子福祉年金、死別母子世帯の母
- エ、準母子福祉年金、準母子世帯の祖母・子・母子福祉年金と同様母と姉、

以上が国民年金制度のあらましであるが、本町における実施状況は別表のとおりである。

表4

身延町国民年金事業概況

種 別 年 別	国民年金加入状況			保険料納入状況			検 認 額 合 計	保険料免除状況		拠出制国民年金受給状況							
	強 制 加 入 者	任 意 加 入 者	被 保 険 者 合 計	検 認 対 象 月 数	検 認 取 扱 月 数	保 険 料 納 付 認 率 %		法 定 免 除 者	申 請 免 除 者	母子年金		遺子年金		死亡一時金		各種年金受給額	
										件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和36	2,343	427	2,770		22,680	71.4	2,911,550										
37	2,662	464	3,126	33,321	23,158	69.8	3,014,810	58	30								
38			2,792	31,195	26,135	84.4	3,460,750	72	90	2	57,600					2	57,600
39	2,354	377	2,731	30,310	28,292	93.3	3,769,070	64	101	4	115,200			420,000		8	135,200
40	2,478	390	2,868	30,760	28,405	92.3	3,802,700	63	130	7	187,200	328,800	630,000		16	246,000	
41	2,519	416	2,935	30,433	28,914	95.0	4,633,850	132	198	9	549,600	599,600	1064,000		24	713,200	
42	2,610	453	3,063	32,506	31,261	96.2	6,758,000	136	127	14	859,200	599,600	642,000		25	1,000,800	
43	2,468	501	2,969	31,571	30,870	98.1	7,557,100	134	144	19	1,149,600	234,800	1496,000		35	1,280,400	

(注・障害年金は受給者がないので略す)

表5

身延町福祉年金受給状況

年 別	老 齡 福 祉 年 金						障 害 福 祉 年 金		母 子 及 び 準 母 子 福 祉 年 金		各 種 年 金 合 計	
	全 部 支 給		一 部 支 給		全 部 支 給 停 止 者		人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額						
昭和38	398	5,253,600	104	1,040,647	59		60	1,296,000	46	854,195	667	8,444,342
39	388	5,121,600	129	1,201,467	32		61	1,317,600	41	718,595	651	8,359,262
40	389	6,068,400	146	1,657,959	48		68	1,567,191	34	667,130	685	9,960,680
41	412	7,416,000	175	2,219,868	59		69	1,723,191	24	481,552	739	11,840,611
42	416	7,987,200	194	2,685,126	57		71	2,015,860	19	391,633	757	13,079,809
43	430	8,772,000	202	2,995,096	55		82	2,565,460	16	388,800	785	14,721,356

表6 心身障害児数調

障害児別		障害児童数	
肢	障	7	
視	障	2	
聴	障	0	
精	障	4	
言	障	1	
総計		14	
種別	収容施設名	収容人員	
肢	立あけぼの学園 立重症心身障害 児施設(清楽荘)	2	
		1	
精	育精学園 明星学園	5	
		4	
養護施設	葛葉学園 塩山愛育園 立正光正園 国立秩父学園 天使園	1	
		0	
		0	
		0	
		0	
育児施設	青い鳥学園	1	
更生施設	私立富士学園	0	
教護施設	甲陽学園	0	
計		14	

児童福祉施設入所状況

(昭和四十四年)

七、児童福祉の概要

日本国民に憲法があるように、日本の子どもには児童憲章がある。日本の児童はこの憲章の精神によって育成されなければならない。児童憲章は昭和二十六年五月五日に定められたもので、前文には、

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるためにこの憲章を定める。

「児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。」

とあるがまだ十分に理解されていない。

種々の事情から福祉に欠ける児童に対しては、法的援助の道がひらかれている。こどもに関する相談をうける機関としては、児童相談所があり、

福祉事務所や保健所も相談に応じている。相談は、こどもの保護者や親戚、児童委員、学校等の連絡によるが、相談事項によりそれぞれ適切な処置がとられる。例えば、児童福祉司や精神薄弱者福祉司、社会福祉主事や児童委員による指導がとられたり、助産施設、母子寮、乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、通園施設、盲ろうあ施設、情緒障害児短期治療施設、教護院等への入所措置がとられ、時に家庭裁判所へ送られる場合もある。

本町における施設入所児童の状況は上表のとおりである。

八、保育所の沿革と現況

児童福祉法第一条にすべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれかつ育成されるよう努めねばならない、とあるが、保育所はこの原理に基づき保育に欠ける乳幼児(二歳未満より就学前)を保育することを目的とする第二種社会福祉事業である。保育に欠けるとは、父母や家族が子供の面倒を見られない状態であるが、法律上保育に欠けるかどうかは児童福祉法による保育所への措置基準がよりどころとなっている。子どもを保育所へ入所させるか否かは市町村長(措置権者)の権限であり、左に掲げる措置基準に照らして決定される。

- 1、母親が日中居宅外で労働することを常態とする。
- 2、母親が日中居宅内で児童とはなれて日常の家事以外の労働を常態とする。
- 3、母親のいない家庭(死亡、行方不明、拘禁等)
- 4、母親の出産等、出産前後、又は疾病の状態または心身障害がある。
- 5、疾病の看護(母親や病人の看護にあたる)
- 6、家庭の災害、火災、風水害、地震等の災害により居宅が破損した時。
- 7、特例、前各号以外で保育に欠けると市町村長が認め、知事が承認した時。

以上のような理由により、入所申請のあった子どもについて調査し、児童委員の意見をきき町長が入所を決定する。

保育所は託児所から発展してきたもので、児童福祉法の成立によりいよその使命が重くなつて来た。現代社会においては女性の職場進出により共稼ぎの家庭が増大し、母親に代つて乳幼児を保護育成する保育所はなくてはならない施設である。

下山では昭和十年(一九三三)頃婦人会長望月寿和乃が中心となり婦人会員の有志により、田植期に小学校農休みの校舎を借用し、季節託児所が開設され地区の幼児を集めて保育に當つた。これがきっかけとなり毎年託児所が開かれて来たが戦後は取り止めとなつた。いち早く保育の重要な事に着目して集団保育の道を開いた先覚者の功績は大である。町内他地区においては季節託児所の開設されたことを聞かない。

昭和二十三年には前記託児所を継承して下山立正保育園が開設された。食糧事情が逼迫しておやつはそら豆四、五粒という苦難時代であつたが、二十五年には副食給食が実施され、漸く前途に光明を見出した。昭和二十六年には大野山保育園が開設され、大島保育園が昭和三十一年開設された。

本県では一般に民間保育所に対しては、概して措置権者である市町村長の公的助成は少ないが、本町においては建設補助、運営費等他町村に見られない多額の助成を行なつて保育の充実に努めている。

(一) 社会福祉法人下山立正保育園

設立年月日 昭和二十三年九月十二日

認可年月日 昭和二十三年十月十六日(山梨県指令第三二二二号)

昭和四十一年十一月三十日、社会福祉法人となる。

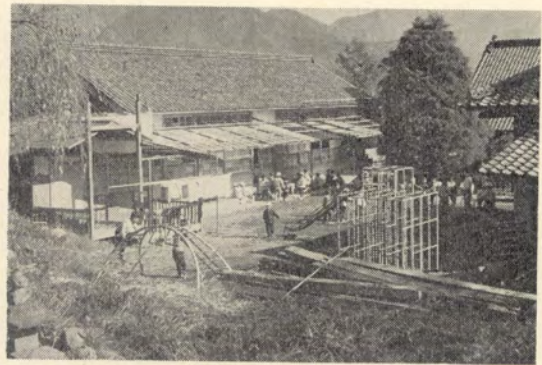
収容定員 幼児一〇〇名、乳児一〇名

理事 秋山智孝

理事 望月惟臣 土橋隆四郎

理事 松木幹之甫 佐野 繁

監事 松木四郎



下山立正保育園旧園舎(昭和28年設立)



下山立正保育園新園舎(昭和43年建設)

園長 秋山智孝
 職員数 園長一名 保育六名 炊事婦一名 園医二名
 歴代保護者会長 望月惟臣、土橋隆四郎、佐藤理、熊王、軍治、渡辺七六、
 石川頼行、松木正巳、佐野繁、加藤彦四郎、井上年一(現)

(沿革) 終戦後極度に食糧事情の逼迫した中で、人々は専ら食糧増産に心身をついやし子供達を顧みる余裕がなかった。都会の悪風が農村に波及し、青少年に悪影響を及ぼすに至つた。この時、百年の大計は心身ともにすこやかなる児童を育成するにありとし、同志相ばかり、本国寺旧本堂を園舎とし定員八〇名の下山立正保育園を創立した。昭和二十八年下山小学校旧校舎を譲与され移築し、定員百名に増加した。昭和四十一年十一月経営主体の充実を図り福祉法人にした。昭和四十三年日本自転車振興会の助成金五三三万円を得、身延町補助金二百万円、地域浄財その他を合わせて、一、二〇〇万円をもって園舎三二六平方メートルを新築し面目を一新した。昭和四十三年度県実験保育所に指定され、創立以来約一千人の園児

が巢立っている。昭和四十四年四月以降乳児の定員一〇名増加が認可され乳児保育の要望にこたえている。

(二) 私立大野山保育園

設立年月日 昭和二十六年六月一日
 認可年月日 昭和二十六年九月一日
 収容定員 百十五名(内三歳未満十二名)
 園長 西尾 きく
 職員数 園長一名 保育 六名 炊事婦 二名 園医 二名
 理事 片田 為丸
 理事 西尾 貫一 沢村 清一
 監事 深沢 徹 青柳 功
 歴代保護者会長 赤塚一、市川正夫、深沢 徹、千須和芳郎、沢田成一(現)
 (沿革) 地域保護者の熱望により、大野山本遠寺庫裡を園舎として開



大野山保育園



大野山・大島保育園通園バス

園、昭和二十六年八月、一二二平方メートルの園舎を建築、九月一日保育所として認可された。昭和三十年四月、措置を要する児童の増加により、一六五平方メートルの園舎を増築し定員九十名を一二〇名に増加した。昭和三十五年四月措置児童の減少により九十名に定員を減じ、昭和三十九年四月、一二二平方メートルの園舎を増築した。昭和四十三年度措置児童の増加により園舎一〇二平方メートルを増築し、一一五名(内三歳未満児十二名)に定員を増加した。目下社会福祉法人を設立すべく準備中で設立の役員は前記のとおりである。なお四十二年度には約三十名の措置児童が定員オーバーとなり、町の助成により大野臨時保育所(園長渡辺恵美子)を大野区公会堂を借用して一年間開設した。

(三) 社会福祉法人、大島保育園

設立年月日 昭和三十一年十月十五日
 認可年月日 昭和三十六年十月二十三日
 収容定員 五十五名(内三歳未満児五名)

理事 長	沢村 清一
理事 事	若林 孝義
監事 事	雨宮 愛紀
園長	滝川 隆治
職員数	若尾 享一
	沢村 清一
	園長 一名
	保育 三名
	炊事婦 一名
	園医 二名
歴代保護者会長	片田銀五郎、伊藤亮造、市川正美(現)



大島保育園

(沿革) 昭和三十一年十月十五日、大島区民の熱望により、沢村清一より大島公民館を仮園舎とし、季節保育所を開設す。区民全般に亘り保育所の重要性を認識し、常設を希望するに至り、そのまま常設に移行、以来四年六カ月無認可保育所として地域の要望にこたえ、児童福祉のために努力し、社会福祉法人化のための内容整備に奔走したが、昭和三十六年一八五平方メートルの園舎を新築、法人設立の認可を得た。昭和四十年には郵便年賀がき補助金および身延町補助金、園長寄付金により一七五平方メートルの鉄筋園舎を新築し、現在に至っている。

大野山・大島両保育園では四十年以降の砂利採取によるダンブカー激増、交通事情激化に伴い、徒歩による園児の通園送り迎えは危険になったので、合同して通園バスを購入し安全通園をはかっている。バスは町補助、有志の寄付および父母負担によって購入された。

(四) 児童遊園地



波木井チビッコ広場



角打遊園地

子供の生活はあそびが中心となる。子どもの生活を守るためには健全なる遊び場をつくることが第一要件である。

県は青少年育成のための総合対策の一環として児童遊園地を奨励し、町においても共同募金の配分や町自体の補助金により児童遊園地の設置整備につとめてきた。町内各地区においても資金を拠出し、協力奉仕により、スベリ台・ブランコ・鉄棒等を設置し、地区によってはピョンポンの練習場を建築したところもある。昭和四十三年度事業として波木井部落では県より三分の一の助成を得、六十数万円で「チビッコ広場」を設けた。

本町における設置状況は次のとおりである。

(五) 身延町保育協議会

町内保育所にはそれぞれ保護者会があり、県・郡連合体と直結し、活動も盛んであったが、更に横の連絡を密にし保育の前進を図るため、昭和三十九年町内各保育所保護者会長が中心となり、身延町保育協議会が結成された。

事業として、保護者の研修会、保育推進のため関係機関への運動等があげられる。これに刺激され、南巨摩郡保育協議会の結成機運が生まれた。初代(現)会長は、深沢徹である。

身延町児童遊園地

表7

地区別	児童遊園地設置場所
下山地区	上沢・大庭・荒町・大工町
身延地区	竹下・上町・仲町・橋町・梅平・大野・波木井(2)
豊岡地区	相又・大城
大河内地区	角打(子之神社・駅裏・旧村) 上大島・下大島
合計	19カ所

九、母子福祉法と相談員の任務

母子福祉法は母子家庭の福祉に関する原理を明らかにし、母子家庭の生活の安定と向上のため必要な措置を講じ、母子家庭の児童がすこやかに育成されるための諸条件と、その母親の健康で文化的生活を保障しようとするものである。国および地方公共団体は母子家庭の福祉を増進する責務を有し、母子家庭の母はみずから進んで自立を図り家庭生活の安定向上に努めねばならない。この法令によれば、都道府県に母子相談員をおくことになっているので、本町では旧町村各一名ずつ計四名が委嘱され、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、身上相談に応じ自立に必要な指導を行なっている。

現職母子相談員は下山松本いつ代、身延池上愛子、豊岡大村とよ子、大河内市川喜美子である。

本町の母子世帯は現在八十二戸二五一人であり、そのうち生活保護世帯は八戸二十四人である。

母子福祉資金

母子福祉法第三条によれば都道府県は母子福祉資金を貸し付けることができる。この貸付金制度の概要はつぎのとおりである。

(貸付対象)

二〇歳未満の子どもをもつ死別または生別などの母子世帯および二〇歳未満の父母のない児童。

(資金の種類と貸付金額の限度)

事業開始資金(二一万円) 事業継続資金(一〇万円) 技能習得資金(月額二五〇〇円) 生活資金(技能習得資金を借りている期間中月四、五〇〇円) 住宅資金(一五万円) 転宅資金(二二、〇〇〇円) 就職支度資金(一五、〇〇〇円) 修学資金(高校・高等専門学校一〜三年月額一、五〇〇円)・大学、高等専門学校四〜五年月額三、〇〇〇円) 就学支度資金(二五、〇〇〇円)

となっており本町においては昭和四十三年度利用状況は、貸付総額三、二四〇、四〇〇円で、八一人が利用している。内訳は事業開始資金は四〇五、〇〇〇円で一六人、事業継続資金七六五、〇〇〇円で一九人、住宅資金五五〇、〇〇〇円で八人、修学資金一、二四四、四〇〇円で、三七人、技能習得資金三六、〇〇〇円で一人となっている。

一〇、母子福祉会

母子福祉会はその名のごとく母子家庭の福祉を図る会であって、初め未亡人会という名称のもとに、各市町村を単位として結成された。後に母子福祉会と改められ、本町においては旧町村単位のまま活動している。事業として、母子家庭の児童激励のための各種行事、各種団体との連絡提携、県女子福祉会館維持費獲得のための購買等を行なっている。近く町連合会結成の運びになっている。

一一、愛育会

愛育会は初め愛育班と称して、旧町村地区の婦人会において、婦人会活動の一環として組織し活動していた。後に町連合婦人会が結成され、昭和四十一年に身延町愛育班が生まれ町婦人連合会会長が愛育会長を兼ねることになった。各地区においても役員は婦人会役員が兼ねる場合が多かった。しかし愛育会活動が活発になるにつれて会の性格が婦人会活動と本質的に異なる点があるので独立しなければならなくなり、昭和四十三年度より専任の会長が選出され、四十四年度より各地区においても同様に選任される傾向にある。役員は顧問若干名、会長一、副会長二、理事四、会計一、監事二である。

昭和四十三年十月十二日、会活動の趣旨を周知させ理解と協力を得るため第一回愛育祭を実施し、身延町中央公民館を会場として、多彩な催しをおこない成果をおさめ今後の発展が期待されている。



愛育祭



健康優良児の表彰

愛育会の活動は、イ、家庭訪問、ロ、看護用具類の貸与および指導、ハ、家事補助ニ、健康相談、集団検診等に関する協力、ホ、農繁期等における愛育活動へ、愛育思想の啓発、ト、調査研究に対する協力、チ、その他一般保健衛生行政への協力等であつて、毎月実施する町の乳幼児検診時の協力、一般住民検診時の協力（結核検診・ガン検診）その他愛育に関する宣伝普及に積極的に協力している。

二一、助産婦会

本町における助産婦は身延保健所管内助産婦会に属して、保健所の指導により、家族計画の指導、妊産婦や乳児の保健衛生の指導に努めている。

本町における受胎調節実施指導員は、広島かつ江・松木求女・望月えい

じである。昭和四十二年より身延町は、家族計画指定地区に指定され町保健婦、指導員により受胎調節の実施指導が計画的に行なわれている。指導は農閑期を利用し婦人学級などグループ活動の一環としても取り入れられている。低所得層には町補助により器材薬品等も支給されている。

二三、老人福祉と

身体障害者

福祉会

(一) 老人福祉

古来わが国においては、儒教徳の影響から敬老思想が普及していた。戦後新らしく制定された国民の祝日の中にも敬老の日があつて法に規定されているように、ひろく国民が老人の福祉についての関心と理解を深め、かつ、老人が自らの生活の意欲を高めるような行事を実施して来た。しかしながらたった一日の祝日ではとうていできないことであつて、年寄り子どもといわれながら、児童福祉法におくられること一五年にして、昭

表8 立会者別出生数と率

立合者別 年次別 数と率 地区別	医		師		助産		婦		合計	
	4 1		4 2		4 1		4 2		4 1	4 2
	数	率 %	数	率 %	数	率 %	数	率 %	数	数
下山	6	5.2	12	8.9	16	13.8	9	6.6	22	21
身延	24	20.7	40	29.6	20	17.2	14	10.4	44	54
大河内	25	21.6	18	13.3	10	8.6	14	10.4	35	32
大豊岡	5	4.3	15	11.1	10	8.6	13	9.6	15	28
合計	60	51.8	85	62.9	56	48.2	50	37.0	116	135

和三十八年十月はじめて老人福祉法が制定されたことは遅きに失した感がある。

老人福祉法によれば、福祉事務所は、老人の福祉に関し必要な実情の把握および調査指導を行ない、老人福祉指導主事がおかれることになっている。保健所は、老人の保健衛生面を担当することになっており、市町村長は毎年期日または期間を指定して厚生大臣の定める方法により健康診査を行なわなければならない。町においては毎年老人の健康診断を実施し保健上遺憾のないよう努めている。法令によれば六五歳以上の老人は、その福祉を図るために必要に応じて種々の措置がとられる。



敬老会

措置の必要がある時には特別養護老人ホームや、養護老人ホームに収容したり、養護受託者に委託したり、葬祭を行ったり、家庭奉仕員を派遣したりして福祉が図られる。また地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための事業を実施するように努め、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行なう者に対して、適当な援助をするように努めなければならないとされているが、本町においては老人

クラブ活動を積極的に援助し、バス慰安旅行、敬老会等を行なっている。老人クラブは、年寄りの孤独感、欲求不満、非社交性などの特性を、年寄り自らの力によって克服して、生活を豊かにしようとする団体で、町には旧町村地区単位のクラブがあり、下山は和楽翁会・身延は延寿会・豊岡は楽寿会・大河内は老人クラブと称している。町には連合会があり身延町

老人クラブ連合会と称し、郡県の連合会と連絡している。現会長は伊藤正一・副会長松木豊寿・小笠原政義・鴨狩喜道である。

敬老会は各地区まちまちに行なわれ、婦人会社会福祉協議会各種団体の協力により実施されていたが、町村合併以来全町一本化した敬老会の要望があったので、明治百年を機に漸く一体化し身延レジャーセンターを会場とし、身延町社協共催で、婦人会等の協力により盛大に催され、有志の余興に楽しい一日を過ごしている。

昭和四十四年三月の議会で、本町としては初めての「敬老年金」条例が議決され、ささやかながら町の老人福祉行政に明るい話題を添えた。四十四年度の支給対象者（満七七歳以上）は約三六〇名である。

以下、敬老年金条例全文を掲げる。

身延町敬老年金条例

(目 的)

第一条 この条例は老人福祉法（昭和三十八年法律第一三三号）第五条に基づき敬老の日の行事として敬老年金を高齢者に給付し、その長寿を祝福するとともに家庭の平和と町民の敬老思想を高揚し、あわせて老人福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格)

第二条 敬老年金は、九月十五日現在において満七十七歳以上であつて、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）により町内に住居を有する者に対して給付する。

(年金の額)

第三条 敬老年金の額は、年額老千円とする。

(資格の喪失)

第四条 敬老年金の給付を受ける者が、次の各号の一に該当するときは、敬老年金の給付を受ける資格を失なう。

一、本人が辞退したとき

二、その他町長が年金の給付が適当でないと認めたとき。

(委 任)

第五條 この条例で定めるものを除くほか、この条例実施に關し必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

表9 老人クラブ (昭和43年度)

地区名	クラブ名	クラブ数	代議員数	65歳以上の者の数	備考
下山地区	和楽翁会	2	12	214	
	延寿会	5	14	447	
	楽寿会	3	11	261	
	老人クラブ	4	13	418	
合計	4地区	14	50	1,340	

(二) 身体障害者福祉

身体障害者福祉法は、第一条に、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行ない、もつて身体障害者の福祉を図ることを目的とする、とあり、第二条には身体障害者は自ら進んで、その障害を克服し、すみやかに社会経済活動に参加することができるように努めなければ

表10 身延町敬老会該当者 (昭和43年度)

人員 地区別	70歳以上			80歳以上夫婦健在者	88歳		88歳以上		備考
	男	女	計		男	女	男	女	
下山地区	50	77	127	1			2		
身延地区	115	165	280		2	2	3	8	
豊岡地区	64	68	132	1		2	1	2	
大河内地区	93	143	236	1	1	2	1	9	
合計	322	453	775	3夫婦	3	6	7	19	
				6人		9		26	

ならないとあるように、身体の不自由な人々の更生を助けたり、更生するために必要な保護をした

りすることを目的として診査・更生相談・更生医療の給付・補装具の交付・修理および身体障害者更生援護施設への収容などを行なう法律である。

この法律による援助をうけるためには、身体障害者手帳の交付をうけなければならない。手帳は、眼・耳・口・手足などに一定程度以上の永続する障害があるもので、障害の種類により、重い方から一級より六級に区分され、これに該当する者に交付される。

本町における身体障害者の実体は別表のとおりである。

ア、身体障害者福祉会

身体障害者福祉会は、身体障害者福祉法が施行されると間もなく大河内に結成され、次いで下山・身延・豊岡にも結成された。町村合併と同時に、会員一六〇名をもつて連合福祉会が結成された。地区結成当初は運営資金に乏しく、物品販売や映画会等による資金獲得をおこない苦難をのりこえて来た。

事業として、会員の相互扶助、親睦と研修を兼ねたバス旅行、会員福祉のための政府への運動等を行なっている。

初代役員は、会長市川笹市・副会長望月利春・鍋島良知・沢田進であり、二代会長望月利春、三代現会長は鍋島良知である。一時独立した傷痍軍人会との合同の気運が見られる。

イ、傷痍軍人会

傷痍軍人会のおこりは、日本廃兵会であるというが、本町においての活動については知る材料がない。該当者も少なく、ほとんどが物故してしま

表11 身体障害手帳保持者調 昭和43.11.1調

種別 数	視覚障害		聴覚平衡機能障害		音声言語機能障害		肢体不自由		小計		総計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
総数	48	28	19	12	1	3	107	53	175	96	271
1. 2 級	16	13	3	3	1	3	13	14	33	33	66

った。戦前は大日本傷痍軍人会と称し、県・郡・町村に支部がおかれていた。しかし傷痍軍人の数は少人数であり、町村単位の支部をつくることは困難であった。下山は南巨摩郡第四支部に属し、都川、本建と三カ村合同であった。遠藤松之助が支部長で年に一、二回会合した。身延・豊岡には該当者が少なく、会という程の活動もできなかった。大河内は西八代郡の支部に属し望月竜吉が中心であった。

昭和二十一年マッカーサーの指令により、解散の止むなきに至ったが、身体障害者福祉法の成立により、身体障害者福祉会に属することになった。昭和二十七年山梨県傷痍軍人会が復活し、下部組織がなされた。本町においては、県支部身延分会が設立され、会長は望月竜吉、副会長木内悦治、同遠藤松之助（庶務会計兼任）会員六十七名をもって発足し、現在恩給受給者十二名である。

傷痍軍人は国家のため犠牲となった人々であり、一般の身体障害者とは異なる点があり、会員もこれを誇りとしている。しかしながら、身体障害という立場から、互いに励まし合い、時に社会国家に対して働きかける場合もあり、また行政上からも、窓口を一本にした方が援助し易いという意見もあり、傷痍軍人会と身体障害者福祉会とは近く何等かの形で一本化される方向にある。年とともに会員の減少する傷痍軍人会の実情を考える時、一日も早からんことが望まれる。

ウ、肢体不自由児父母の会

身体障害者の中で、特に児童の福祉を増進するための団体として、身延町肢体不自由児父母の会がある。

昭和四十三年九月十六日に会員五二名をもって結成された。先天的または後天的な肢体不自由児の保護者の集まりである。事務局を身延町役場住民課内におき、療育相談・研修会・レクリエーション・重症児の慰問・会員相互の連絡・町の身障児年金制度請願・各種事業への参加協力等の事業を行なっている。

会長 深沢徹・副会長 佐野治郎・波田野政男・深沢孝・手塚久夫・事務局

長石川金雄である。

エ、身延町心臓病の子どもを守る会

先天性心臓病の子どもを持つ父母および本会の趣旨に賛同するもの集まりで、昭和三十九年四月結成され、現在会員一五名である。

事務局を身延町役場内におき、役員は左のとおりである。

会長 深沢徹・副会長 穂坂泰三・事務局長 柿島洋美・会計 石川金雄

(事業のあらまし)

昭和三十九年、町内の先天性心室中核欠損症の子どもを手術するため、有志の協力和募金に端を発し、県の心臓病の子どもを守る会、身延保健所等の協力により、児童福祉法による「育成医療」の適用を受け、手術に成功した。

その後患者の発見、療育相談、相互の激励、知識の向上、手術の援助等の活動をつづけており、前記募金の残額十万円を基金として広く体の不自由な子どものためにと、助け合いの「愛育基金」を設け運営にあたっている。

一四、保護司制度と保護司の活動

昭和十四年（一九三九）司法保護事業法が制定され、免囚保護、司法保護と呼ばれ法律の裏付けをもった司法保護委員が任命され、本町においては、丸山海昇が任命を受けたことは明らかであるがその他は不明である。当時南部署管内に成人部保護司三名、少年部保護司五名があり、その後少年部保護司に秋山智孝が任命された。南部署管内（現身延・富沢・南部の三町）の地区保護司会が結成されるまで、保護委員長として、小松浄祐が代表し、その後昭和二十四年林是幹が保護司の委任を受け、更に昭和二十七年八月一日、成人部少年部の一本化が行なわれ、南部地区保護司会が結成され林是幹が会長に就任、昭和三十三年五月から佐野源治に代り、昭和三十五年から長谷川寛慶が会長をしていたが、昭和四十三年四月一日、本省の方針に基づき、南部地区保護司会は西八代地区保護司会と合併し、



一 乘 学 苑

峡南地区保護司会となり、長谷川寛慶が会長に推されて今日に及んでいる。本町では、例年行なわれる社会を明るくする運動に、町内の保護司が主となって町広報車を借用しての広報活動・懸垂幕、立看板の掲示・通常保護監察等の更生犯罪予防活動に従事し活動を続けてきたのである。なお、更生保護制度の中で特筆すべきは、昭和十八年（一九四三）九月、産業青年保護練成の道場一乗学苑が開設された事である。一乗学苑は、東京少年保護監察所の管轄に属し、六〇日間を目標に厳格な訓練が行なわれて、更生保護に寄与するところ多大であった。当時身延山八十三世一乘院日謙上人自ら苑長となり、総務堀竜淳・経理部長望月日雄・執事秋山堪秀等によって経営され、望月倫信・中西本秀・山岡義哲等が訓練に当たったが、敗戦と同時に廃止され一乘病院の建物となったのである。昭和四十四年犯罪者更生予防法施行第二十周年記念、山梨県更生保護大会が本町で開かれることになり、四月二十五日全県下の保護司が本町に会合した。更生保護活動における本町の活動は見るべきものがある。ちなみに本町における司法保護委員、保護司で現在判明している者は左記のとおりである。

丸山海昇 小松浄祐 望月本啓 渡辺政則 佐野源治 望月正夫 林是幹 秋山
信一 長谷川寛慶 鈴木武重 鈴木正巳 粟冠義朝 芦沢はなよ 山本岳乗
望月武雄 秋山智孝

なお、林是幹は、昭和三十九年六月十二日法務大臣表彰をうけ、昭和三十二年九月三日関東地方更生保護委員会委員長表彰をうけている。
なお、長谷川寛慶も昭和三十四年六月十八日関東地方更生保護委員会委員長表彰を受けている。

一五、遺 族 会

終戦後軍人遺家族は靖国会を結成した。本町においては、郡初代会長になった松田寛等が中心となり、県下有志とともにこの結成や運営に努めた。靖国会は旧町村ごとに県支部がつくられていたが、後に中央が遺族会と改称したためにこれに従い、遺族会と改めた。家庭の柱を失った会員の福祉を図り、国の援護に対し強力な運動を展開した。また遺児や遺族の靖国神社参拝、戦没者の慰霊祭等を行なった。階級に応ずる扶助料十年間に五万円を支給される弔慰金、更に十年間に三万円を支給される線香料等は会の強力なる運動によるものである。町村合併後は町連合体を組織し、地区会長が一年交替で会長に就任している。婦人部青年部等がある。

遺児は既に成人し会員も年々減少していくので、将来を考えて、国が靖国神社を護持するよう、立法を要望しその実現に努力している。
現地区会長は、下山・松木豊寿、身延・井出亀治、豊岡・木内昌博、大河内・松野大治である。

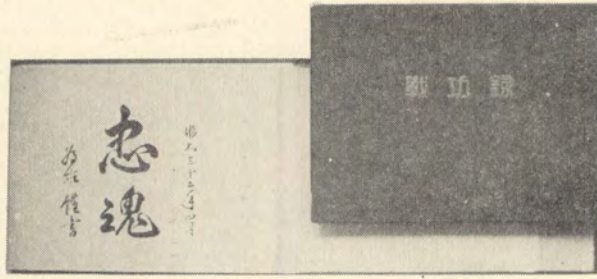
一六、旧在郷軍人会

現役でない軍人すなわち予備、後備、補充、国民兵役にある軍人の団体であり、一朝有事の際、動員に応ずるための団体であった。明治四十三年（一九一〇）に結成され、それまでであった各種の団体を統合して帝國在郷軍人会と称した。町村にも分会が設けられ、富国強兵の国策に沿い、忠魂碑の建設、戦没者の慰霊、軍事思想の普及等の活動をし、特に第二次世

界大戦中の銃後の活躍は目ざましかった。戦後は解散し、慰霊祭は社会福祉協議会等に引きつがれている。

一七、下山愛郷同志会

この会は、銃後は心配するな、死して護国の鬼となれと出陣を鼓舞激励



下山愛郷同志会戦功録

し、或は戦場に赴いて九死に一生を得て復員した人々が、生き長らえて何をもってこれにこたえるべきか、ひしひしと戦争に対する責任を痛感し、英霊の冥福を祈り遺族を激励し、ともに手をとり合つて、平和な郷土と文化国家の建設に努めることこそ、与えられた責務であるという愛郷の念に燃えた同志によって、昭和二十三年に結成された。初代会長は佐野為雄で、同年春彼岸に自費を投じ、本国寺本堂を会場に、村内各宗寺院の賛助により、慰霊祭を盛大に挙行し、以後会員拠出金を主体とし毎年慰霊祭を行なっている。最大の事業は戦功録の出版であった。会員の新聞配達その他の勤勞奉仕により資金を得て、功を万世に伝えるにふり資金を得て、功を万世に伝えるにふり

一八、戦没者慰霊祭

慰霊祭は戦時中町村の主催により、在郷軍人会が中心となって毎年実施され、各種団体や学童等も参列することが慣わしになっていた。敗戦より講和条約発効までは、占領軍の命令で慰霊祭も中絶のやむなきにいたつた。しかし国民感情や遺族の心情からそのまゝにしておくことはできなかつた。下山において、昭和二十三年佐野為雄が戦時中の責任を痛感して村内の遺族を招いて、本国寺において慰霊祭を行なつたのも、このような社会事情の下であった。やがて講和条約による独立後、公的団体としての社会福祉協議会が設立され、町村の財政援助により慰霊祭が復活し今日に及んでいる。

下山では一時占領軍により撤去された忠魂碑が、昭和二十四年愛郷同志会により本国寺横に再建さ



身延地区の忠魂碑



大河内地区慰霊祭

れ、毎年四月十日、社協や同志会が中心となり盛大に開催されている。

身延では総門内の忠魂碑の前において、社協主催により本山より導師を招き毎年慰霊祭を実施してきた。

豊岡においては、正慶寺内忠魂碑の前において社協主催により、毎年盛大に行なってきたが、身延と同じく全戸日蓮宗である関係上、こゝ兩三年来、久遠寺仏殿において合同慰霊祭を行なうようになった。太平洋戦争戦没英霊追悼歌「英霊に誓う」が合唱され、盛大である。

日蓮宗務院監修

太平洋戦争戦没英霊追悼歌

「英霊に誓う」

作詞 細井 鵬郎
作曲 南部都留夫

一、生きて再び還らじと

躬をかえりみず 征きませり

国の鎮めと 今は亡き

勇士の名のみ とどめけり

南無妙法蓮華経

二、自由平和をかちとりて

国栄えます よろこびは

散りにし花の 実りぞや

いつの世にかは 忘るべき

南無妙法蓮華経

三、今日の集いに 誓いてよ

くりかえずまじ よこしまの

醜なる軍 戦かわじ

御霊安かれ とこしえに

南無妙法蓮華経

大河内地区においても、他地区と同様毎年社協主催で、旧役場地内の忠魂碑前において地区寺院神社協力のもとに慰霊祭を執行している。

第三節 福祉事業施設

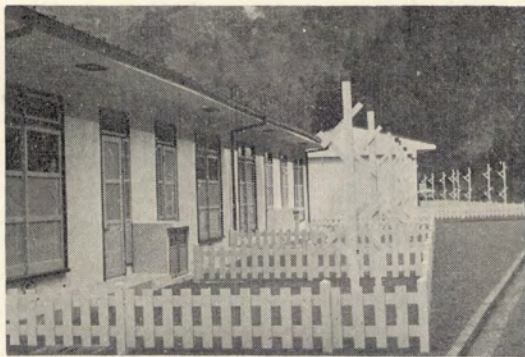
一、公営住宅

公営住宅に二つの意味がある。広義には、公共団体が住民のために建設しこれを賃貸管理する住宅をいい、狭義には、昭和二十六年に制定された公営住宅法により、地方公共団体が国の補助をうけて建設し、これを賃貸管理する住宅とその付帯施設をいう。

疎開や戦災により、本土の住宅はその五分の一に当たる二六五万戸を失い、多くの海外引揚者を迎え、空前の住宅難に直面した。ここにおいて政



丸滝町営住宅



角打町営住宅市路団地

表2 公営住宅の現況
(昭和44年1月現在)

地区別	種別	町営住宅			引揚者住宅			備考
		1種 6畳	2種 6畳	計	1戸 建	2戸 建	計	
		2間	4.5 畳					
下山	上沢	0	10	10	0	0	0	
身延	坂下	5	15	20	0	0	0	
	波木井	10	5	15	0	0	0	
	梅平	0	20	20	0	0	0	
	大野	0	0	0	0	2棟	4戸	2戸焼失 2戸廃棄 処分申請
豊岡	船原	0	6	6	0	0	0	
大河内	丸滝	10	10	20	0	0	0	
	角打	7	10	17	1	2	5戸	
	市路	0	16	16	0	0	0	
合計		9	32	92	1	4棟	9戸	

表1 町営住宅建設の状況
(昭和44年1月現在)

建設年度	団地別	種別	戸数	家賃額
昭和30	丸滝団地	1	10	1,700
30	〃	2	10	900
31	波木井団地	1	10	1,800
31	〃	2	5	1,050
31	下山団地	2	10	1,100
32	角打団地	1	7	2,000
32	〃	2	10	1,230
34	船原団地	2	6	1,300
35	坂下団地	1	5	2,200
35	〃	2	15	1,400
38	梅平団地	2	20	2,000
42	市路団地	2	16	3,200
計		1	32	
		2	92	

(注) 1種は11坪
2種は9坪の建物である。
市路団地はブロック
他は木造

府は公営住宅法を制定し、国と地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で貸し、もって国民生活の安定と社会福祉の増進を図ろうとした。法によれば、第一種公営住宅(入居申込日に月収二〇、〇〇〇円を越え三六、〇〇〇円以下である者、家賃の六倍が二〇、〇〇〇円未満の場合は、

その額を越えている者に貸与する)、第二種公営住宅(入居申込日に月収二〇、〇〇〇円以下の者、或は罹災して住宅を失った低所得者に貸与する)がある。国は第一種に建設費の二分の一、第二種に三分の二を補助している。

本町においては、引揚者住宅が大野に建設されたのを初めとし、町営住宅、災害者住宅を建設して、住宅困窮者の要望にこたえている。

また公営住宅管理条例により、入居者選考委員会が入居者決定にあつている。その概況は別表のとおりである。

二、公益質屋

公益質屋法は昭和二年(一九二七)八月十日施行され、第一条には、「市町村社会福祉法人ハ本法ニ依リ公益質屋ヲ経営スルコトヲ得」とあるが、本町においては昭和十二年(一九三七)四月一日旧身延町役場に設けられ、多年の間地域住民の公益に資して来たが、時代の変遷につれ近年利用するものが激減し、開店休業の状態であった。これは社会保障の充実と経済の高度成長によるものと思われるが、遂に昭和四十二年度をもって三十年の営業の幕を閉じた。

第三章 国民健康保険事業

第一節 総説

国民健康保険事業は、相互扶助の精神を基本として、疾病・負傷・分娩および死亡に関し、保険給付を行なうことを目的として、昭和十三年（一九三八）七月より実施されてきた。

すでに大正十一年（一九二二）からは、健康保険法が施行されており、会社、工場など比較的大きい事業所の従業員が被保険者となり、保険運動が行なわれていたが、国民の大部分を占める、中小企業・労働者・農民を対象とした保険制度はなかった。

国民健康保険制度誕生の、大きな動機となったものは、昭和初期におけるいちぢるしい不況である。

この時期（昭和五年—十年頃）における経済恐慌は世界的なものであり、わが国においては、当時貧困な小作農が多かったため、経済不況のなかにあって、とくにひどかったのが農村恐慌である。

農家経済更生のため行なわれた家計調査の結果、貧困農村経済のなかにしめる医療費の額が、相当高い割合を示しており、疾病—貧困の連鎖関係が明らかにされた。

ここで農村における医療の確保、医療費の軽減をはかるための政策が必要となり、農家だけでなく、ひろく一般国民の健康保障という観点から、国民健康保険制度の構想が考えられることになった。この構想のもとに調査が進められ、昭和八年（一九三三）内務省の外局（社会局保険部）で研

究が始められ、昭和九年七月、国民健康保険制度要綱案が、世論を問う意味で非公式に発表され、構想が具体化された。同十年政府は、社会保険調査会の答申をえて、国民健康保険法案を作成し、昭和十二年三月、第七十帝国議会に提出した。

この前年には、軍事クーデター二・二六事件があり、岡田内閣は総辞職して、陸軍大将林銑十郎内閣が成立し、政治へ軍閥の介入が顕著になり、政局不安定のうちに、法案は衆議院を修正のうえ通過、貴族院に送付されたが、委員会報告可決成立寸前に、衆議院が解散されたため、ついに法案は不成立に終ってしまった。

しかし、同年ふたたび国会に提出され、ようやく昭和十三年（一九三八）四月一日法律公布、七月一日実施となった。

以来、この制度は幾多の法律改正により、改善がはかられた。組合の強制設立加入義務強化などにより、第二次世界大戦末期には、全国ほとんどの町村に組合が設立されたが、昭和二十年敗戦となり、急激な社会情勢の変化、経済界の変動によって運営困難なものが多く、国民健康保険事業を休止する町村が続出した。

昭和三十年二月十一日身延・下山・豊岡・大河内の旧四カ町村が町村合併して新身延町となったが、このとき保険事業を行なっていたのは、昭和二十四年四月一日事業開始した旧下山村だけであり、合併条件として下山地区だけは、新町移行後も事業が継続されてきた。

昭和三十三年十二月、国民皆保険体制を整備するため、新国民健康保険法を制定し、全文改正したが、身延町では昭和三十五年二月一日より全地区実施となり現在まで事業を継続している。

第二節 法律改正と事業の変遷

昭和十三年七月より施行となった国民健康保険事業は、変転する社会情

勢に対応し、給付および運営の改善をはかるため、昭和三十三年全文改正をするまでの間、八回にわたり法律改正を行ってきたが、その主なものについて記すと次のとおりである。

昭和十七年（一九四二）二月、組合の強制設立化、保健医制度の確立、組合員加入義務の強化などを主題として改正した。

昭和二十三年六月、戦後のげいしい社会情勢の変化、経済変動により、事業休廃止の組合の統出する状況に対応し、保険運営制度の整備建てなおしをはかるため、連合軍司令部の強い進言もあって、法律の根本的な改正をした。従来までは組合法人で、組合会議員、理事長をもって運営されていたものを、市町村の公営とし、被保険者の強制加入、療養担当制度の採用その他、全面にわたって改正したので、全く新しい性格をもつものとなった。

昭和二十六年、地方税法の改正により、国民健康保険税が創設された。

昭和三十一年、保険税課税限度額を三万円から五万円に引き上げた。

昭和三十三年、国民皆保険体制を確立するため、全文改正を行ない、新国民健康保険法が誕生した。

同法は国の強い指導により、その後市町村に普及し、昭和三十六年に全市町村実施となり、国民皆保険が達成された。

その後も十数回にわたって法律改正を行ない、給付改善、国庫補助率の引き上げをはかり、四カ年計画をもって、全員七割給付の強い指導が行なわれ、昭和四十三年一月から、全国市町村に、全員七割給付が実施されることになった。

当町においては、昭和三十五年二月一日から全町実施となり、現在に至っているが、給付内容は当時全員五割給付であり、助産費一、〇〇〇円葬祭費五〇〇〇円であった。

昭和三十六年四月一日、歯科診療における補てつ（入歯など）

が給付の対象となった。
昭和三十七年七月一日、助産費二、〇〇〇円葬祭費一、〇〇〇円に改められた。

昭和三十八年十月一日、世帯主だけが七割給付となった。

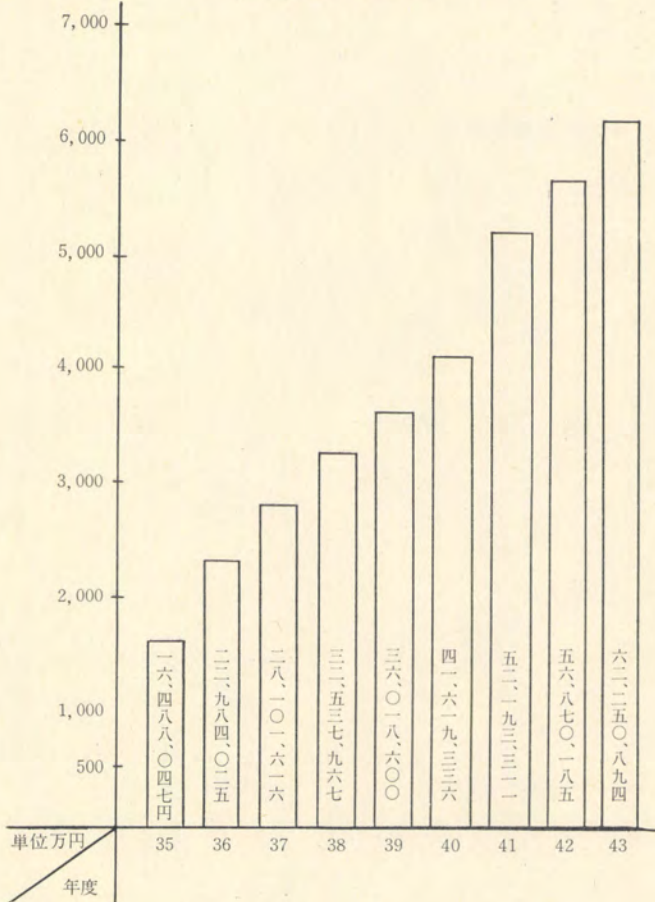
昭和四十一年一月一日、全員七割給付が実施された。

昭和四十三年四月一日、国民健康保険運営審議会（公益、被保険者、医療機関、代表各四名ずつ委員十二名構成）の答申意見により葬祭費二、〇〇〇円に改められた。

昭和四十四年四月一日より助産費が五、〇〇〇円に改正された。なお昭和四十五年度より助産費一〇、〇〇〇円とする計画である。

医療費の推移

表 1



これらのすべての事業運営、給付改善、予算編成などは、そのつど町長が運営審議会に諮問し、その答申をうけ、議会の議決を経て実施をしているが、給付の内容改善、医療費のうなぎのぼりの上昇によって、保険会計も年々大型になり、事業開始の昭和三十五年度に比べ四十二年度は、四倍強にふくれ上っている。(第四節表4参照)とくに昭和三十九年から四十年までの三カ年間に、四百五十八万円余の赤字を生じており、特別会計制度の性格から、その財政運営の困難さを物語っている。

第三節 国庫負担金と保険税

一、国庫負担金

国民健康保険事業の会計は、町の一般会計から独立して、国民健康保険特別会計により運営され、独立採算制を原則として、被保険者から徴収する保険税と国庫負担金(補助金)を主な財源として、保険給付などの支出をしている。

国民健康保険は、他の被用者保険(社会保険)にみるような事業主の負担がなく、加入者のうち、所得十万円以下の低所得階層が、全世帯の一四・二パーセント(全国)身延八・九パーセントを占めている状況で税負担能力が乏しく、国庫補助をはじめとする大幅な財政援助なしでは運営は困難である。

現在、保険会計の主な財源となっている国庫負担の補助金の補助率の引き上げ、あるいは補助金の新設など、改善をはかりながら現在にいたっているが、その主なものは次のとおりである。

表1 年度種類別国庫負担金

種類 年度	療養 給付費	事務費	調整 交付金	保健婦	助産費	助成 交付金	合計	1世帯 当り	1人 前	額対 割る 割合 %
35	2,795,461	833,734	931,000	32,249	0	0	4,592,444	2,717	599	49.32
36	4,585,408	874,987	1,671,000	0	0	371,769	7,503,164	3,201	746	42.00
37	6,716,964	917,000	1,618,000	0	21,333	0	9,273,297	3,728	900	43.10
38	7,884,610	976,927	3,016,000	75,636	58,905	0	12,012,078	3,817	939	36.92
39	8,037,006	1,048,003	2,998,000	109,591	50,168	149,000	12,391,768	4,729	1,184	41.30
40	11,861,697	1,556,810	3,535,000	122,029	61,318	2,037,000	19,173,854	5,845	1,473	35.24
41	19,540,609	1,759,000	1,999,000	130,000	36,000	0	23,464,609	8,176	2,105	38.39
42	20,911,409	1,874,881	2,440,000	142,000	45,000	90,000	25,503,290	11,073	2,923	43.02
43	26,633,322	2,192,000	4,221,000	154,000	44,000	0	33,244,322	21,081	5,248	59.87

(一) 事務費負担金

市町村で行なう国民健康保険の事務に要する経費の全額を、国が負担することになっているが、人口規模、地形的条件などによる限度額が定められている。

(二) 療養給付費負担金

療養に要した費用額に応じ、国が負担するもので、国民皆保険が達成された昭和三十六年度では、費用額の二割、三十七年度から二割五分、三十九年度を初年度とした四カ年計画をもって、全員七割給付化が開始されたから、七割給付分に係わるものは四割、昭和四十三年一月、全市町村全員七割給付が実施されたので、国庫負担率は、療養に要した費用の四割と改正され現在にいたっている。

(三) 財政調査交付金

昭和三十三年新国民健康保険法が施行された際、新設された補助金で、普通調整交付金と、特別調整交付金にわけられる。普通調整交付金は、市町村の療養の給付及び療養費の支給(保険給付)に要する費用の見込額の一〇〇分の五が交付される。しかしこれも、市町村における基準財政収入額、基準財政需用額などを用いた交付方式が定められていて、一〇〇分の五に達していない現状である。

特別調整交付金は、さらに低所得者に対する保険税軽減交付金(全額交付)と災害その他特別の事情によるものとにわけられている。

(四) 保険婦補助金

保険婦設置に要する費用の三分の一が交付されるが、限度額が定められている。

(五) 助産費補助金

助産費支給に要した費用額の三分の一が交付される。

二、保 險 税

(一) 課 税 方 法

従来まで保険料として徴収されていたものが、昭和二十六年地方税法の改正により、目的税として保険税が賦課徴収されることになった。

保険税を各世帯に賦課する方法は、地方税法の定めによって、次の三つのうちのいずれか一つを用いてしなければならないが、表2の①の方法を用いる市町村が多く、本町においてもこの方法(四方式といっている)を保険税条例にとり入れて賦課をしている。

表2 保 險 税 の 決 め 方

①	所得割総額、資産割総額	所得割総額	百分の四十
	被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	資産割総額 被保険者均等割総額 世帯別平等割総額	百分の十 百分の三十五 百分の十五
②	所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額 被保険者均等割総額 世帯別平等割総額	百分の五十五 百分の三十五 百分の十五
	③	所得割総額、及び被保険者均等割総額	所得割総額 被保険者均等割総額

この方式は、所得割と資産割を応能割(各世帯の税負担能力に応じたも

(一) 均等割と平等割を応益割(それぞれ保険給付がうけられることに応じたもの)とに区分され、表の三つの方法のいずれも、応能、応益は五十パーセントずつとされている。

この四方式によって、各世帯へ保険税を賦課する税率算定は、その年度の運営に必要な目標額を定めて行なわれる。その年度における医療費、事務費その他支払いをすべき経費を推計し、それに見合う国庫負担金、補助金の収入をも推計してその不足分が、保険税としてその年度に必要な目標額となる。したがって、保険給付費(医療費の七割相当と助産、葬祭費など)が、歳出の九〇パーセントを占める国保会計において、保険税を決定づけるものは、その年度の医療費であるといえる。

(二) 保険税の納期および収納

国民健康保険税は、毎年四月一日を賦課期日として課税され、その後の移動(転出入、社会保険加入脱退、出生死亡など)については月割計算をもって、税額の増減をしているが、納期は昭和四十二年度より年一〇回に改められた。第一期分を五月末日として翌年二月末日まで、年一〇回にわたり収納をしている。

税金徴収は、婦人会四十八支部に依頼して行なっているが、役員熱心な努力と理解によって、昭和四十二、四十三年度においては今までになかった好成果を挙げ、三年連続して赤字だった保険会計も、ようやく黒字を生ずることができ、保険財政へ大きな貢献をしている。昭和四十三年度の収支は約八〇〇万円の黒字を残している。

(三) 保険税額の推移

身延町では、年々保険税を増徴しており、とくに四十一年から四十二年度へかけての二年間に、七二パーセントの増税となり、四十三年度においても、約一五パーセントの増税をして、調定額二千二百十九万八千円となるなど、ここ三カ年で税額が倍増になっている。

表3 保険税の推移

区分 年度	調定額 円	収納額 円	収納率 %	1世帯当り 調定額 円	1人当り 調定額 円	歳入対割 に割合 %	保険税 引上率 %
35	4,953,536	4,265,026	86	2,717	599	49	
36	6,160,000	4,576,940	90	3,201	746	42	24
37	7,255,160	6,468,150	89	3,728	900	43	18
38	7,230,740	6,636,530	92	3,817	939	37	
39	8,744,540	8,162,080	93	4,729	1,184	41	21
40	10,474,930	9,929,000	95	5,845	1,473	35	20
41	14,553,000	13,764,140	95	8,176	2,105	38	39
42	19,366,130	18,803,694	97	11,312	2,923	43	33
43	22,198,120	21,549,990	97	14,076	3,504	40	15

昭和四十二年の場合、別表4のように、峡南地区町村では最高であり、県下六六市町村のなかでも上位(六位)にある。このように保険税が急増しているのは、医療費の著しい増加がもたらしているものであり、国民健康保険制度がひろく一般に普及し、健康管理に対する認識がたかまつての受診率上昇、悪性疾病、交通事故等の災害などが原因ではないかと考えられる。

しかしながら、中小商工業、労働者、農民など、比較的所得階層の多い被保険者がかかえている国民健康保険運営にとっては、この保険税増額が、近い将来重大課題となることが考えられる。

表4 峡南地区町村の保険税調定額 (42年度分)

区分 町村名	世帯数	保険税額	1世帯当り 税額
上九一色村	390	963,630	2,471
三珠町	746	5,333,440	7,149
市川大門町	1,986	19,142,040	9,638
六郷町	944	8,816,060	9,339
下部町	1,839	16,565,260	9,008
増穂町	2,177	18,566,540	8,528
鰍沢町	1,072	9,134,620	8,521
中富町	1,472	13,612,830	9,248
早川町	962	7,941,360	8,255
身延町	1,712	19,366,130	11,312
南部町	1,012	8,570,830	8,469
富沢町	831	6,889,520	8,291
平均	122,156	1,057,355,417	8,656

第四節 被保険者と保険給付

一、被保険者

国民健康保険への加入については、以前は任意加入であったが、昭和二十三年の法律改正により、強制加入の原則がとられるようになり、また国保の被保険者が、他の社会保険などと二重加入が認められていたことも、昭和三十六年三月に廃止された。

現在は、新国民健康保険法の定めにより、市町村の区域内に住所を有する者は、次に掲げる者を除き、すべて国保の被保険者とされる。

- 1、健康保健法、船員保険法の規定による被保険者とその被扶養者。
- 2、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合の組合員とその被扶養者。
- 3、日雇労働者健康保険法の規定による被保険者手帳の交付を受け、その資格の取得したものおよびその被扶養者。
- 4、生活保護法による、保護をうけている世帯に属する者。
- 5、国立のらい療養所の入所患者、その他特別の理由がある者で、厚生省令で定める者。したがって、身延町に住所を有し、他の社会保険などに加入していない町民は、すべて、国民健康保険に加入しなければならない。被保険者は、疾病・負傷・出産・死亡などの際保険給付をうける権利がある反面、世帯主は保険税を負担する義務が課せられている。

あらたに被保険者としての資格が生ずるものは、出産・転入または他の社会保険の資格を失なった場合などであり、反対に、死亡・転出・社会保険への加入などにより、被保険者としての資格を喪失する。

身延町における被保険者数は、逐年減少を続けており、昭和三十五年からの推移は別表1のとおりで、八年間に千六百四十人減少している。

しかし、町全体の人口も年々減少しているため、全人口に対する加入割合は、急激な変動はみられず、若干ずつ減少し

表1 被保険者数の推移

年度	35	36	37	38	39	40	41	42	43
世帯数 (年間平均)	1,823	1,924	1,946	1,894	1,849	1,792	1,780	1,749	1,577
被保険者数 (年間平均)	8,266	8,255	8,053	7,695	7,385	7,113	6,914	6,626	6,335
国保への加入割合	59.87%	60.83%	60.86%	59.58%	57.32%	58.06%	57.00%	54.93%	57.83%

ているのは、町外への転出、あるいは、農林業経営などの不安定から、企業就職者が多くなり、企業での健康保険に加入するためと考えられるが、依然として、町人口の過半数を占めている状況である。

二、保険給付

(一) 給付の種類

国民健康保険で行なう保険給付は、1療養の給付、2療養費、3その他の給付、の三種で、療養の給付および療養費は、法律によって保険者（市町村）に義務づけられている法定給付であり、その他の給付は、特別の理由があるときは、行なわないことができる任意給付である。以下その内容について説明すると次のとおりである。

ア 療養の給付

被保険者の疾病及び負傷に関して、自己の選定する療養取扱機関に、被保険者証を提出して医療機関を通して行なう給付でその内容は、(1)診察、(2)薬剤又は治療材料の支給、(3)処置、手術その他の治療、(4)病院又は診療所への収容、(5)看護、(6)移送となっている。ただしこのうちで、(4)から(6)までについては、政令で定める場合および保険者が必要と認める場合に、行なうこととされている。また、給付範囲については、法律改正により入院の際の給食、完全給食、完全看護などの給付が三十四年から、歯科補てつ（入れ歯）が三十六年から給付の対象とされるようになった。

イ 療養費

次の場合には、療養の給付に代えて、療養費を支給する。
 1、療養の給付を行なうことが困難であると認めるとき。
 2、被保険者が緊急その他やむを得ない理由により療養取扱機関以外の病院・診療所・薬局その他のものについて、診療・薬剤の支給もしくは手当をうけた場合で必要と認めるとき。

ウ その他の給付

被保険者の、出産および死亡に関して、条例の定めによって助産費及び葬祭費が支給される。なおこれ以外にも、保険者において条例を定めて、傷病手当金、保育手当金その他の保険給付を行なうことができるが、身延町では助産費五、〇〇〇円、葬祭費二、〇〇〇円が現在支給されている。

(二) 給付方法

ア 療養取扱機関

従来知事の指定制であったものが昭和二十三年の改正により、療養の給付を取扱う旨の申し出をし、受理された病院、診療所および薬局のことでいい、被保険者が疾病・負傷などにより療養の給付を受ける場合は、被保険者証を提出して、原則として療養取扱機関で受けるものとし、療養は都道府県知事の登録をうけた医師・歯科医師・薬剤師が担当する。

イ 一部負担金

被保険者が療養取扱機関において、療養の給付をうける際、その療養に要した費用の三割を、一部負担金として、その取扱機関に直接支払うものである。

当町では、この一部負担金の割合は、昭和三十八年九月までは、全員五割、三十八年十月より、世帯主のみが三割、四十一年一月一日、全員七割給付が実施されてから全員三割となっている。したがって、患者が医療機関の窓口を支払う金額は総医療費の三割でよく、残り七割が保険給付される。

ウ 診療報酬

保険者は、療養の給付に関する費用を、療養取扱機関に支払うこととされており、その額は、療養に要した費用額から前記の一部負担金に相当する額を差引いた金額である。この診療報酬の額は、内容別に点数をもつて定め、点数および一点当り単価は、法によって定められているが、経済界の変動にともない一点単価も数回変更されて、昭和三十三年十月以降は、

一点単価を十円にすえ置いて、計算を容易とし、診療報酬の変更部分は、診療一件当りの点数を変更して調整をしている。

医療機関より診療報酬の請求があった場合、保険者は法令の定めによる審査をした上支払うことになっているが、この審査支払い事務を都道府県を区域とする国民健康保険団体連合会に委託することができ、当町はじめ、ほとんど委託している状況である。

したがって、実際には診療報酬の請求は、医療機関ごと、毎月集計して連合会へ請求書を提出し、連合会で審査のうえ支払いをする。各保険者は、毎月連合会より送付請求される明細書にもとづき、診療報酬に相当する金額を送金している。

なお当町では、療養費にかかわる請求書も連合会の審査をうけて、そのつど療養に要した費用の七割を、直接役場出納室より支払っている。

(三) 保険給付の推移

医療費の推移

国民健康保険事業の中核である医療費は、年々増加を続け、昭和四十二年度における総医療費は、五、六八〇万円余となっている。昭和四十二年度の被保険者所得金額五億六、四〇〇万円に対し、一〇・〇八

表2 年度別保険給付状況

年度	療養の給付		療 養 費		助 産 費		葬 祭 費		保険給付合計額		1世帯 当たり 給付額	1人当 り給 付額
	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額		
35	14,578	7,643,745	523	529,099	116	116,000	64	32,000	15,281	8,320,844	4,564	1,008
36	16,050	10,907,446	486	523,428	99	99,000	55	27,500	16,690	11,557,374	6,007	1,400
37	16,509	13,631,490	495	559,750	104	177,000	70	60,000	17,178	14,428,240	7,414	1,792
38	16,886	16,704,864	422	486,871	93	186,000	74	73,500	17,475	17,451,235	9,214	2,268
39	18,863	19,619,755	314	388,326	82	164,000	70	70,000	19,329	20,242,081	10,948	2,741
40	18,240	24,558,463	313	367,373	98	196,000	53	53,000	18,704	25,174,836	14,048	3,539
41	19,472	35,476,618	346	695,682	49	98,000	48	48,000	19,915	36,318,300	20,404	5,253
42	20,635	38,713,649	396	796,748	59	118,000	65	65,000	21,155	39,692,748	22,695	5,990
43	20,630	42,260,145	435	1,060,974	62	124,000	64	125,000	21,191	43,570,119	27,628	6,878

表3 身延町における医療費内訳の推移

年度	診 療 費		薬剤支給など		療 養 費		医療費合計		1件当 り費用 額	1世帯 当り費 用額	一人当 り費用 額	医療費 上昇率
	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額				
35	14,523	15,357,236	55	72,568	523	1,058,243	15,101	16,488,047	1,091	9,044	1,995	%
36	15,978	21,856,198	72	80,945	486	1,046,882	16,536	22,984,025	1,390	11,166	2,784	39
37	16,366	26,897,785	143	84,305	495	1,119,526	17,004	18,101,616	1,653	14,441	3,489	22
38	16,631	31,374,207	255	208,074	422	955,686	17,308	32,537,967	1,880	17,127	4,228	16
39	18,489	34,970,331	374	340,069	314	708,200	19,177	36,018,600	1,878	19,480	4,877	11
40	17,848	40,463,288	392	515,286	313	640,762	18,553	41,619,336	2,243	23,225	5,851	16
41	18,961	50,757,722	511	441,053	346	994,536	19,818	52,193,311	2,634	29,322	7,549	25
42	19,812	55,057,974	823	673,959	396	1,138,252	21,031	56,870,185	2,704	32,516	8,583	9
43	19,608	59,738,086	1,022	997,089	435	1,515,719	21,065	62,250,894	2,955	39,474	9,825	9

パーセントを占め、一世帯当たり年間約三三、〇〇〇円の医療費をついやしていることになる状況である。このような医療費増は、経済変動・給付改善・健康管理に対する認識高揚による受診率増などの推移にもなっており、生ずることは当然であるが、近年悪性新生物（癌・肉腫など）による長期入院など、高額医療費が目だっていることも見逃がせない。四十二年度医療費において、入院一件当たり費用額が県平均を上まわっているのも、これらが大きな要因と考えられる。（表1 保険医利用状況参照）この医療費の中において、歯科診療の一件当たり費用額は県平均を大きく上まわり、六六市町村中一位にあるのは特筆すべき傾向で、医療機関が少なく、また早期治療を怠って、病状を悪化させているのではないかと思われ、保健管理上一つの問題を今後に残すといえよう。

（四） 保険給付と財政

保険給付のほとんどを占める療養の給付、療養費は、給付率の引上げや、前項でふれた医療費増にともない、逐年増加の一途をたどり、別表にみられるとおり、四十二年度における世帯当たり平均給付額は、二二、六九五円（保険税一一、三一二円）の高額をしめている。これにともない、財政規模も逐年大型化しており、財政運営にあたっては、各市町村とも近年、保険税・国庫負担金などのかねあいから、非常な苦心を続けている状況である。

国民健康保険事業は、前にも述べたように、特別会計による独立採算制を原則としているので、赤字を生じた場合の補填は、その会計内で処理しなければならず、保険税引き上げ以外にその方法がないところに、この事業の特異性がある。

当町における国保財政運営も、近年とくに困難の度を深め、昭和三十五年度から四十二年度にかけての八年間、三五・三九・四一・四一の四年度、赤字を生ずる結果となっている。昭和四十年度は、全国市町村の大半が赤字会計であったため、国においてもこれを重視して、赤字補填の

ために特別助成をしているが、それ以外はほとんど保険税による解消を図っている。町村によってはこの赤字を緩和するため、一般会計より繰入金をしているところもある。身延町では、三十五年七四万円、三十六年度五万円の繰入れをしているが、以後は繰入れを行わず、保険税によって調整している。

このように、医療費は保険給付・保険税の連鎖関係と、低所得の被保険者を多くもつ国民健康保険事業にあつては、財政中に占める保険税が、担税能力の点から、近年とくに問題化されているわけである。

表4 国保財政の状況

年度	35	36	37	38	39
歳入決算額	10,039,841	14,664,717	16,832,902	19,552,364	21,168,941
歳出決算額	10,494,290	14,153,962	16,561,958	19,390,991	23,532,475
収支差引	△ 454,449	510,755	270,944	161,373	△ 2,363,534

年度	40	41	42	43
歳入決算額	29,717,501	37,907,886	45,006,731	(決算見込) 55,526,869
歳出決算額	29,976,022	39,866,396	44,955,557	(決算見込) 47,475,077
収支差引	△ 258,521	△ 1,958,521	51,174	(決算見込) 8,051,792

国民健康保険事業が、本来の目的にそって、円滑完全に運営されるには、国庫負担率の引き上げ以外にないとして、全国的な運動も進められていくべきで、今後の情勢といわなければならない。

第五節 保健施設

国民健康保険という保険施設とは、直営の病院、診療所などの診療施設、保健婦を設置すること、あるいは公設私設の病院、診療所などすべてがふくまれるが、身延町では、直営の病院や診療所はなく、保健婦の設置と健康保険医の利用をもって、保健施設としている現状である。

一、健康保険医の利用状況

医療機関のうちで、健康保険医として取扱われるものは、都道府県知事に、療養の給付を取扱う旨の申し出をして、受理された病院・診療所・薬局であり、また知事の登録をうけた医師・薬剤師が療養を担当することになっている。したがって県外の医療機関の中には、山梨県との契約をしていないことよって、保険証の使用ができず、医療費金額本人払いのところがある。この場合緊急その他やむをえない事由があるときは、療養費として保険給付ができることになっている。

身延町における国保療養取扱い機関は次のとおりである。

- 病 院 身延山病院
- 診 療 所 高橋医院（梅平） 佐野医院（大野） 遠藤医院（梅平）
下山療院（下山大庭） 阪本医院（角打）
- 歯科医院 山内歯科医院（下山荒町） 古屋歯科医院（下山本町）
望月歯科医院（塩沢） 石部歯科医院（梅平）
- 薬 局 天洋堂薬局（身延仲町） 身延薬局（梅平） 回生堂薬局

表1 保険医利用状況の推移（薬剤支給療養費を除く）

入 院

区分 年度	件 数	日 数	費用額	受診率	1件当 たり日 数	1件当 たり費 用額	県 平 均		
							受診率	1件当 たり日 数	1件当 たり費 用額
	件	日	円	%	日	円	%	日	円
38	569	9,676	11,655,429	7.40	17.0	20,484	6.00	14.2	18,594
39	509	8,198	11,401,755	6.90	16.1	22,400	6.35	14.0	21,033
40	499	8,756	13,423,643	7.02	17.5	26,901	6.52	14.4	24,892
41	544	8,940	17,064,116	7.87	16.4	31,368	7.34	14.7	26,515
42	560	9,125	18,697,224	8.45	16.3	33,387	7.99	14.7	29,329

入院外

区分 年度	件 数	日 数	費用額	受診率	1件当 たり日 数	1件当 たり費 用額	県 平 均		
							受診率	1件当 たり日 数	1件当 たり費 用額
	件	日	円	%	日	円	%	日	円
38	12,980	40,955	15,527,513	168.68	3.2	1,196	190.88	3.3	1,038
39	14,949	45,513	18,776,287	202.70	3.0	1,256	216.96	3.1	1,243
40	14,411	42,565	21,427,471	202.60	3.0	1,487	219.35	3.1	1,481
41	14,995	44,733	25,292,129	216.88	3.0	1,687	238.50	3.0	1,602
42	15,946	44,599	27,771,265	240.66	2.8	1,742	261.33	3.0	1,766

(角打)
次に最近五カ年の利用状況についてみると、別表1のとおりであり、昭和四十二年度においては、総医療費の三八パーセントが、町外県外の医療機関に支払われていることがわかる。

二、保健婦の活動状況

身延町の保健婦は、現在二名であり、保健婦業務を行なっている。保健施設としての、国保保健婦最近五カ年の活動状況は、町全体の保健衛生行政の中で計画立案され、全町民を対象として、二人の保健婦により実施されている。活動計画は、保健所および国保の疾病統計を利用して立案され、業務の実施は、医療機関・区衛生組合・愛育会など各機関の協力をえて行なっている。

昭和四十三年度の活動計

歯 科

区分 年度	件 数	日 数	費用額	受診率	1件当 たり日 数	1件当 たり費 用額	県 平 均		
							受診率	1件当 たり 日数	1件当 たり 費用額
	件	日	円	%	日	円	%	日	円
38	3,082	10,010	4,191,265	40.05	3.2	1,360	41.49	3.9	1,384
39	3,031	11,334	4,792,289	41.10	3.7	1,581	42.74	3.9	1,550
40	2,938	10,545	5,612,174	41.30	3.6	1,910	46.62	3.8	1,712
41	3,422	15,730	8,401,477	49.49	4.6	2,455	49.30	3.8	1,741
42	3,306	13,344	8,589,485	49.89	4.0	2,598	51.57	3.7	1,828

表2

医療機関利用状況 (42年度)

	入 院			入 院 外			合 計		
	件数	日数	医療 費用額	件 数	日 数	医療 費用額	件 数	日 数	医療 費用額
	件	日	円	件	日	円	件	日	円
身延山病院	222	3,045	7,847,420	3,646	9,105	6,570,900	3,868	12,150	14,418,320
高橋 医院	—	—	—	1,631	5,654	2,306,010	1,631	5,654	2,306,010
佐野 医院	2	11	18,970	1,391	4,820	2,478,920	1,393	4,831	2,497,890
遠藤 医院	—	—	—	2,019	5,468	2,708,840	2,019	5,468	2,708,840
望月療院	—	—	—	1,727	5,295	2,450,020	1,727	5,295	2,450,020
阪本 医院	3	64	49,870	1,325	3,406	1,845,340	1,328	3,460	1,895,210
山内 歯科	—	—	—	999	3,436	2,837,970	999	3,436	2,837,970
古屋 歯科	—	—	—	170	704	344,300	170	704	344,300
望月 歯科	—	—	—	954	3,952	2,141,520	954	3,952	2,141,520
石部 歯科	—	—	—	870	4,216	2,624,670	870	4,261	2,624,670
回生堂薬局	—	—	—	573	696	389,470	573	696	389,470
天洋堂薬局	—	—	—	113	123	99,750	113	123	99,750
身延 薬局	—	—	—	123	143	147,002	123	143	147,020
町内計	227	3,110	7,916,260	15,541	47,018	26,944,730	15,768	50,128	34,860,990
町県外医療 機関	333	6,015	10,780,960	4,534	11,904	10,089,979	4,867	17,919	20,870,943
計	560	9,125	18,697,224	20,075	58,922	37,034,709	20,635	68,047	55,731,933
療養費	—	—	—	—	—	—	396	2,808	1,108,252
合 計	—	—	—	—	—	—	21,031	70,855	56,870,185

画は、過去の業務分析と、死因統計・疾病統計などを検討して立案されているが、その重点目標を記すと次のとおりである。

- 1、家庭訪問を強化し、疾病の早期発見と適正な治療を期すること。
- 2、成人病と結核対策を強化する。
- 3、母子対策をより充実させること。

以上三点を中心に業務遂行がされているが、年間計画の細目は保健衛生の章にあるので省略する。

近年疾病統計の中から、悪性新生物（癌、肉腫など）が目につくようになり、また、中枢神経系統の疾病（脳溢血）も多いことから、成人病対策・疾病の早期発見早期治療がさげられるようになり、保健婦の重要性があらためて再確認されているが、反面保健婦の絶対数の不足から、各町村とも非常に少ない人員で、この業務を遂行しており、事務量の増加によって、本来の業務遂行に支障をきたしかねない現状である。

身延町においても、基準数人口三、五〇〇人に一人の割合では、四人近い保健婦が必要であるが、現状は二人であり、悪性疾病と医療費の関連が問題化している。今日の町民健康管理について、行政上一つの課題といえよう。

（付）昭和四十四年度より一年以上国保を利用しなかった健康優良家庭を対象に表彰を行なうようになった。

なお、この年より国保会計に財政調整基金制度が設けられ、四十三年度の黒字より五〇〇万円をこれに繰入れ不時の支出に備えるとともに増税を極力おさえることを目的としている。

表3 保健婦活動実施状況

年度	区分	家庭訪問		得生 教育	研修会議		疾病の早期発見の対策			
		件数	時間数		研修及び 教育	会議	健康相談		健康診断及び集団検診	
							件数	時間	保険施設 として	その他
38		4	12	36	173	—	23	6	396	102
39		9	19	14	120	—	—	—	312	105
40		165	134	18	146	—	16	4	354	107
41		234	147	34	122	64	194	40	162	34
42		123	210	193	140	16	—	—	369	105
43		201	278	336	124	36	96	24	272	65

年度	区分	疾病の早期 治療対策	記録及び統計			その他			総時間数
			保健婦事務に関する		その他	予防接種	連絡	その他	
			訪問記録	その他					
38		0	400	226	0	260	120	202	1,933
39		0	4	465	162	278	110	155	1,744
40		0	38	774	125	234	60	117	2,328
41		—	41	361	494	188	131	217	2,209
42		0	35	373	331	223	34	116	2,145
43		0	58	681	0	150	62	40	2,126

注、国保保健婦1名の活動状況

第四章 労働団体

一、身延地区労働組合協議会

戦後労働組合の急速な組織化が全国的に行なわれ、全国的、産業別、企業別等の各单位組合、連合体、協議会が作られていった。一方、地域的連合組織として、県労協、県労連、郡市労連、町村労協等の名称で、各組合の支部組織や地方組合の連合体が作られ、労働運動の地域ぐるみの強化がはかられたのである。

山梨県においても、昭和二十五年十一月総評（労働組合総評議会）の結成にともない、その下部組織として山梨県労働組合総連合（県労連）が結成された。

県労連は各郡市、町村別の地域組織―地区労の強化をはかり、全県的に組織がためを推進した。

身延町においても官公労組、民間大企業労組の支部を中心としてこの頃より身延地区労働組合協議会（身延地区労）が結成され、各加盟組合の闘争支援・政治活動・選挙における推薦候補支援活動などを行なうほか、地域の民主化の活動として、町議選の大選挙区制採用請願運動（昭和三十六年）や、町長候補へのアンケート、要請など町政に対する働きかけも行なった。

昭和三十八年、四十二年の町議選挙では各二名の推薦候補をえらび、当選させている。

歴代議長

初代 市川 中（日通、和川）

二代 望月宗雄（東電、梅平）
三代（現）竹之内 治男（日通、波木井）

組織人員 昭和四十四年五月現在（会費完納者のみ）

全日通身延分会	一七名
身延タクシー労組	一〇名
身延登山鉄道労組	一二名
山梨交通身延分会	五〇名
自治労町職員組合	八〇名
全通大河内局分会	一二名
山教組南一班	五七名
全電通身延分会	三一名
全通身延局分会	一七名
国鉄身延駅分会	一三名
合 計	二九九名

（註）このほか大一製材労働組合・全通信従組下山・豊岡・身延山各局分会などがあり、実際の加盟人員は会費未納者をふくめると五百名近い状況である。

昭和四十四年度の活動方針の中で、町政に対するものとしては、

- 1、身延駅付近へ通勤者のための駐車場設置
 - 2、ダンプ公害対策
 - 3、安全通学路の設定と整備
 - 4、公立総合病院の設置
- を掲げている。

二、身延町勤労者協議会

昭和四十年九月に結成された団体で、加入対象者は町内在住の給与所得者である。

給与所得者は源泉徴収によって住民税を納入し、その額は町民税の六〇七割を占めている。この負担率は他の階層のそれに比し、著しく不公平で過重だという不満が全国的にも強く、各自治体で税額の一部を個々に還元したり、報償金として交付したりしてその緩和をはかっている。

身延町においては昭和三十七年頃まで一部還元金(三パーセント)が出されていたが、自治省の指導もあって打ち切られた。これを不満として、地区労を主体とする勤労者は四十年に町と交渉の結果、「身延町勤労者協議会」を結成、町はこの団体に対し補助金を交付して勤労者の福祉向上に資することとなったのである。

この趣旨にもとづき、昭和四十一年度より四十三年度まで年額六万円、昭和四十四年度には十万円が交付されている。

勤労者協議会は当初五〇〇名の加入で発足し、町内全対象者の組織化をめざして活動するとともに、相互親睦のためのレクリエーション、スポーツ行事、学習活動などを企画実施している。

歴代会長

初代 望月宗雄(東電、梅平)

二代(現職) 竹之内治男(日通・波木井)

第五章

ロータリークラブと

ライオンズクラブについて

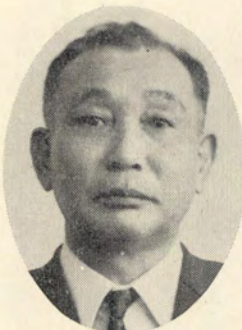
第一節 身延ロータリークラブ

国際ロータリーの起りは、今から六十四年前の一九〇五年に、アメリカのシカゴで、青年弁護士ポール・P・ハリスが、その当時経済恐慌で、人心の荒れすさんでいた社会状態を憂え、「奉仕の精神によって、人の和をはかることこそ、より良い社会をつくりだす道である」と考え、三人の友人と語らって二月二十三日、この理想を広く人々に呼びかけようと、第一回の会合を開いたのが、ロータリークラブの誕生である。

ロータリーとは、最初会員が持ち回りで順番



チャーターナイトにおける
林初代会長



身延ロータリークラブ
現会長 望月民部

に、集會を各自の事務所で開いたことから名付けられたもので、この理想は着実に成長し、現在一四六の國家および地域に広められ、クラブ数一万三千八百、會員數六十五万三千余名に達し、更に大きな發展が期待されている。

日本では大正九年（一九二〇）十月二十日に、当時三井銀行の重役であった米山梅吉がシカゴの中央事務局から委任され、初めて東京にこれを創立し、翌十年四月一日に世界で三五番目のクラブとして加盟承認された。

その後、第二次世界大戰の結果、一時國際ロータリーから脱退するのやむなきに至ったこともあるが、戦後復歸するや、ますます發展し、現在国内では九一〇クラブ、四万四千余名の會員が各地に存在している。

會員は地域内の理想にもえる堅実な専門職業人、実業家の中から定款によって選ばれ、週一回のクラブ例会出席によって、各種職域人の交友を通じて、地域社会への奉仕の機会を得ようとはかかっている。

ロータリーでは社会生活における人間の幸福は、他人への思いやりと助け合いにあると考へ、(1)國際奉仕、(2)社会奉仕、(3)職業奉仕、(4)クラブ奉仕の四部門を設け、各自の職業を通じて「奉仕の理想」を推進することを目的としているものである。

身延ロータリークラブは、こうした目的理想のもとに、昭和四十年（一九六五）十月七日、甲府ロータリークラブをスポンサークラブとして発足し、翌十一月二十六日をもって、國際ロータリーに正式加盟認定された。

山梨県下では九番目のクラブとして、事務所を山梨中央銀行身延支店に置き、例会場も同支店の三階会議室で、毎週木曜日の十二時三十分から一時三十分まで、一時間にわたって會員一同昼食を共にしながら、例会を催している。

翌四十一年の六月十六日に、身延中央公民館で、全国のロータリークラブから五百余人のロータリアン及び来賓等を迎えて、盛大な「國際ロータリー加盟認定状伝達式」を挙行し、それ以来「宗教都市身延」としての特

色を活かしたクラブとして、今日におよんでいる。近く創立五周年記念のつどいを催すべく計画されている。

この間の主な事業としては、町内小中学校の給食担当栄養士の表彰、優良警察官、交通指導員、優良従業員等の表彰などを始めとして、町内全域にわたり、歩行者のための道路標柱十九カ所設置、或は身延小学校に「ともだち基金」を、また身延仲町区にも基金をそれぞれ贈呈、更に毎年新入学児童に対してプレゼント等を実施してきている。

こうした地域的奉仕は、その一例であるが、ロータリーとしては、本来「各會員がそれぞれの職業を通して」奉仕することを強調しているため、当クラブでもその精神に従って、職業を通じての奉仕に會員各自が勤めている。

國際奉仕としては、身延山へ海外から来た留学僧や信徒、留学生などの援助激励を始めとして、奨学資金（米山記念奨学会）、万国博協力資金、東南アジア低開發国への農業開發計画推進のための資金、ブラジルへ日本語書籍を送るための資金等その他をそれぞれ援助分担して来ている。

國際ロータリーでは、山梨・静岡・神奈川の三県を一ブロックとして、國際ロータリー第三五九地区と称しており、この地区の責任者をガバナーと呼んでいる。現在のガバナーは上野泰（横浜東ロータリークラブ）であり、身延ロータリークラブの会長以下役員は次の通りである。

身延ロータリークラブ役員氏名



教材用信号機を町長に贈る身延ロータリー望月会長

会長	望月民部
副会長	河井昭久
幹事	上田本昌
副幹事	遠藤譲一
會計	山本太三男
SAA	遠藤能明
理事(前会長)	佐野一男
〃	河住孝太郎
〃	(職業奉仕担当)
〃	(社会奉仕担当)
〃	(国際奉仕担当)
〃	(クラブ奉仕担当)
会員選考委員長	河井昭久
会員推薦委員長	高橋公男
職業分類委員長	野村宇吉
親睦委員長	深沢市郎
財団委員長	遠藤能明
広報委員長	林是幹
広報委員長	保坂博
プログラム委員長	長谷川義浩
出席奨励委員長	米山源治郎
情報委員長	河住孝太郎
	佐野一男

歴代会長

(任期)

初代	林是幹	(昭和四十年—四十二年)
二代	林是幹	(昭和四十一年—四十二年)
三代	高橋公男	(昭和四十二年—四十三年)
四代	佐野一男	(昭和四十三年—四十四年)
五代	望月民部	(昭和四十四年—)

名誉会員

藤井日静 (身延山法主)

望月日雄 (身延山総務)
身延ロータリークラブ会員氏名 (五十音順)

上田本昌	(上沢寺住職)
遠藤能明	(梅屋旅館専務)
遠藤譲一	(梅屋売店専務)
河西正	(河西呉服店主)
河住孝太郎	(天洋堂薬局店主)
河井昭久	(田中屋旅館重役)
佐野一男	(佐野医院院長)
高橋公男	(高橋医院院長)
高梨勲	(身延生花店主)
高見沢一乙	(高見沢商店主)
千須和芳郎	(身延電波店主)
野村宇吉	(野村理髪店主)
林是幹	(身延山大学教授)
長谷川義浩	(身延山高等学校教諭)
堀一勇	(身延工業社長)
保坂博	(山梨中央銀行身延支店長)
望月民部	(平多屋店主)
山本太三男	(玉屋旅館重役)
米山源治郎	(玉屋支店主)
深沢市郎	
若宮篤義	

クラブ例会の行事としては、そのつど、他クラブの会員や地元の名士等を招いて、卓話を聞いたり、社会奉仕に貢献した人々を招待して、その労をねぎらうことにしている。

特に社会で一般に目立たぬ立場にありながら、たえず奉仕に努力しているような人々を招待し、慰労激励につとめるようにしている。

また、毎月一回「ロータリーの友」という機関誌を通して、ロータリー

精神の涵養に資し、会員相互の親睦修養につとめている。

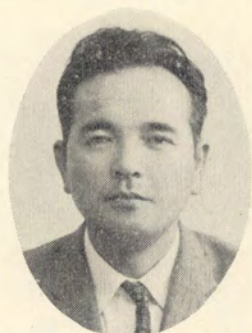
更に会員だけでなく、その家族にもロータリーの趣旨をわかっ意味から、家族会がしばしば催されている。

特に四十四年度には、身延クラブが主催となつて山梨県下全クラブの大会を、身延山大学を会場として開催することになつてゐる。

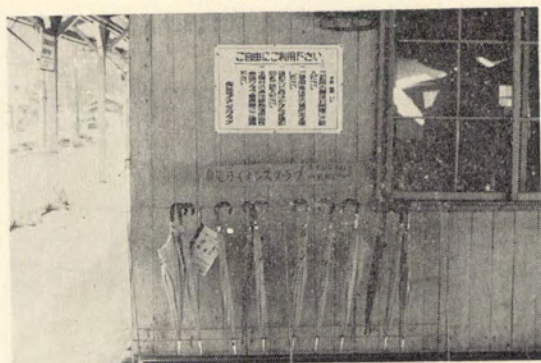
また、「身延ロータリー週報」を毎週発行し、すでに一五〇号を越えている。

第二節 身延ライオンズクラブ

「社会に奉仕する」というモットーを掲げて一九一七年アメリカに発足した小さなクラブが今や世界的規模の有力団体に成長隆盛を遂げた。



身延ライオンズクラブ
現会長 池上 正



身延ライオンズクラブの社会奉仕活動

わが山梨県下でも最近各地にクラブが結成され、賑沢増穂クラブの助言により昭和三十九年十月六日身延ライオンズクラブが発足した。翌四十年六月二十六日盛大な認証状伝達式（チャーターナイト）が行なわれたが、さすが日本の身延だけあつて日本各地からのブラザークラブ員が参集しその数千五百名を数えた。

以来五年を経て会長以下ライオンズ精神に徹し日夜不断の努力を続けているが特に去る七月二日第五十二回世界ライオンズ大会が東京武道館で行なわれ、世界一〇七カ国三万人が参加、天皇皇后両陛下臨席の盛儀に当クラブからも会長以下十名出席し今後の精進を誓つた。

なお来年は創立五周年を迎えるので五周年記念式を挙行すべく目下着々準備に大童である。

現在までの事業

- 1、町内各中・小学校へライオンズ文庫の贈呈
- 2、県善意銀行へ預託
- 3、南部交通安全協会へ寄付
- 4、町社会福祉協議会へ寄付
- 5、身延駅前の身延周辺案内鳥かん図板建設へ寄付
- 6、らい収容施設へテレビセット贈呈
- 7、町内交通事故発生地にガードレールおよび大ミラー設置
- 8、町敬老会へ飲物贈呈
- 9、歳末助け合い運動に寄金勸募
- 10、身延駅待合室に通勤者のための夕立用傘設置
- 11、日蓮聖人御廟所清掃用具一式整備

役員および会員

会 長	池上 正
第一副会長	畑野 稔
第二副会長	佐野 淳司
第三副会長	高村 大衛

幹事

副幹事

會計

副會計

テーパー

副テーパー

テールツイスター

副テールツイスター

大会委員長

二年理事

〃

一年理事

〃

副大会委員長

片田文齊

佐野晁市

田中浩一

樋口是澄

田中邦久

土橋隆四郎

石部武彦

青沼達明

遠藤敏行

南部光徳

藤田大六

真保桂吉

下里是忠

宇佐美次男

大久保豊繁

藤田喜広

歴代会長

初代会長

二代会長

三代会長

四代会長

五代会長

田中不二雄

望月惟臣

井出逸平

松野久男

池上正

